

厚生労働省における政策評価実施要領

平成19年4月
厚生労働省政策評価官室
平成19年9月、平成20年3月、
平成21年3月一部変更

厚生労働省における政策評価実施要領目次

| | | |
|------|----------------|------------------------------|
| 第1章 | 総則 | 1 |
| 第2章 | 実績評価実施要領 | 1 2 |
| 第3章 | 事業評価（事前）実施要領 | 1 6 17 |
| 第4章 | 事業評価（事後）実施要領 | 2 4 26 |
| 第5章 | 総合評価実施要領 | 3 1 33 |
| 第6章 | モニタリング実施要領 | 3 6 38 |
| 第7章 | 水道施設整備事業評価実施要領 | 4 2 44 |
| 第8章 | 研究開発評価実施要領 | 4 2 44 |
| 第9章 | 成果重視事業評価実施要領 | 4 3 45 |
| 第10章 | 規制の事前評価実施要領 | 5 0 52 |

[別紙]

| | | |
|-----|---------------|------------------------------|
| 別紙1 | 実績評価書様式 | 1 |
| 別紙2 | 事業評価書（事前）様式 | 5 7 |
| 別紙3 | 事業評価書（事後）様式 | 8 11 |
| 別紙4 | 総合評価書様式 | 1 1 15 |
| 別紙5 | モニタリング結果報告書様式 | 1 3 17 |
| 別紙6 | 成果重視事業評価書様式 | 1 6 23 |
| 別紙7 | 規制影響分析書様式 | 1 9 26 |

[別添]（省略）

- 別添1 「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健発第0712003号）
- 別添2-1 「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健水発第0712002号）
- 別添2-2 「水資源機構事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健水発第0712002号）
- 別添3 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）
- 別添4 「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成17年8月25日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

[参考添付]（省略）

「行政関与の在り方に関する基準」（平成8年12月16日行政改革委員会策定）の「行政関与の可否に関する基準」

第1章 総則

平成19年度から23年度までの厚生労働省における政策評価の実施については、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」(平成19年3月30日厚生労働大臣決定。平成19年9月28日、平成20年3月31日一部変更。以下「基本計画」という。)及び毎年度定める「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」(以下「実施計画」という。)に規定する方針によることとするが、具体的な評価の手順及び評価書の記入方法については本実施要領によることとし、評価の実施方法毎に第2章以下に定める。

なお、評価書の作成に当たっては、次の点に留意する。

【留意点】

1. 語尾を「〇〇である。」「〇〇だった。」のような平易な言葉とし、項目を列記する場合は、体言止めとする。
2. 項目を列記する場合には、「①、②、③」を用い、これを更に細分化して列記する場合は、「i、ii、iii」を用いる。
3. 国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底が政策評価の主要な目的の一つであることに鑑み、厚生労働行政等について専門的知識を有しない者が理解できるよう、わかりやすい用語・表現の使用を心がける。
4. わかりやすい評価書となるよう、
 - (1) 必要に応じて、白書、審議会報告書等で使用する図表・グラフ等を活用し、別紙による補足資料が必要な場合は、1～2枚程度を評価書に添付する。
 - (2) 評価書において使用するデータについては、可能な限り資料が掲載されているURLを記載するなどし、国民が資料を入手し易くするよう心がける。
 - (3) 施策目標に関連する主な出来事、事件及びこれらに対する対応の状況、今後の課題については言及する。

第2章 実績評価実施要領

1. 評価の趣旨

実績評価は、政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価するものであり、厚生労働行政全般の業務の見直しに資することを目的とするものである。

なお、「厚生労働行政の在り方に関する懇談会中間まとめ」の指摘等を踏まえ、平成21年度評価より、評価指標の大幅な見直し（可能な限りアウトカム指標化）を行うとともに、新たに個別目標毎に評価対象事務事業を選定し、より深く分析の上、評価を行うこととする。

また、評価対象事務事業の選定・評価にあたっては、行政コストの節減・効率化の観点を踏まえつつ、これを行うこととする。

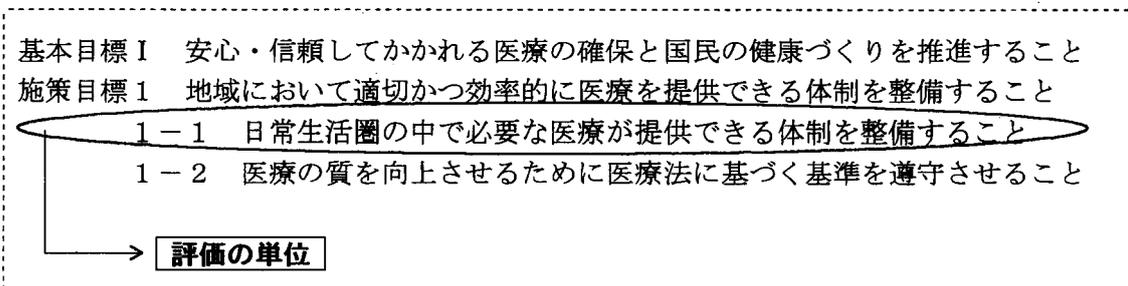
2. 評価対象等

(1) 評価の対象

実績評価に係る評価対象については、実施計画において実績評価を行うこととされた施策目標を対象として実施する。

(2) 評価の単位

実績評価は、政策体系（基本計画及び実施計画に定める政策体系をいう。以下同じ。）のうち、施策目標(枝)を単位として実施する。



(3) 評価の時期

評価予定表(実施計画に定める評価予定表をいう。以下同じ。)に定められた年度の実績について評価を実施する(原則として平成21~~20~~年度に実施する実績評価は、その前年度である平成20~~19~~年度の実績を中心として行うこととなる。)

3. 評価の手順

- (1) 政策体系の施策目標の担当部局は、評価予定表に基づいて本実施要領別紙1の様式に必要な事項を記入して実績評価書を作成し、政策評価官室に提出する。
- (2) 施策目標が複数の担当部局にまたがる場合には、主たる政策を所管している担当部局がとりまとめることとし、1つの評価書として政策評価官室に提出する。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。
- (4) 担当部局は、必要に応じて政策評価官室の技術的助言等を踏まえた修正をし、実績評価書を取りまとめる。
- (5) 担当部局は、とりまとめた実績評価書をもとに、全府省共通様式として総務省が提示して

いる「政策評価書要旨」を参考にして実績評価書要旨を作成し、政策評価官室に提出する。また、政策評価官室は、必要に応じて実績評価書要旨の作成を支援する。なお、実績評価書要旨の記載方法等については、別に定める。

- (6) 政策評価官室は、実績評価書要旨を実績評価書とともに公表し、あわせて実績評価書を総務省へ通知する。
- (7) 実績評価書を取りまとめた後、担当部局は、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室に報告する。政策評価官室は、それらの反映状況をとりまとめ、総務省へ通知する。

記入方法

○実績評価書作成の流れ（参考）

実績評価は、

- (1) 個々の具体的な事務事業（評価対象事務事業）の実施状況の評価等を踏まえ、個別目標の評価を行い、
- (2) (1) の評価の集積結果として施策目標全体の評価を行う。

従って、標準的な実績評価書の記載の順番は以下の通りとなる。

- ① 「1. 政策体系上の位置づけ等」、「2. 現状分析（施策の必要性）」、「6. 特記事項」を記入。
- ② 「4. 個別目標に関する評価」中、「個別目標を達成するための評価対象事業等の評価」欄を記入
- ③ ②を踏まえて、個別目標に係る指標により達成度を測りながら「4. 個別目標に関する評価」の残りの欄を記入
- ④ 各個別目標の評価結果（③の評価結果）の集積を踏まえて、施策目標に係る指標により達成度を測りながら「3. 施策目標に関する評価」を記入
- ⑤ 「5. 評価結果の分類」「7. 本評価書に関連する他の実績評価書」を記入

○評価の対象となる施策目標等

評価予定表において当該年度に実績評価を行うこととされた施策目標について実績評価書を作成する。

- (1) 評価書の右上に評価の対象とする基本目標、施策目標の番号を記入する。
- (2) 「評価の対象となる施策目標」欄には、政策体系に定めた施策目標（枝）を記入する。
- (3) 日付については、実績評価書を取りまとめる際に政策評価官室で一括して記入する。
- (4) なお、実績評価書において、評価の対象となる「評価対象事務事業」は、以下の基準により選定する。

- A 個別目標を達成する手段として重要な役割を果たすと考えられる事業
- B 会計検査院から問題点を指摘されている事業、3年以上継続している事業、多額の不用額が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業等、支出の削減・効率化の観点から評価を必要とすると考えられる事業
- C ムダゼロ指摘事項において個別に指摘を受けた事業

※ モニタリングについても、B・Cに該当する事業については、同様に事業の評価を行うものとする。

○「1. 政策体系上の位置付け等」の記入

- (1) 評価の対象となる基本目標、施策目標とそれぞれの番号、個別目標及び評価対象事務事業を記入する。また、評価の対象となる施策目標（枝）の部分は、字体をゴシックにして記入する。

また、実施計画において重点評価課題としたものは、該当する施策目標又は個別目標の欄外に「※重点評価課題」と記入し、あわせて重点評価課題名を括弧書きで記入する。

- (2) 「施策の概要（目的・根拠法令等）」欄には、当該施策の目的及び根拠となる法令等を端的に記入する。また、本欄に記入した内容は、実績評価書要旨における「施策の概要」欄に転記する。
- (3) 「主管部局・課室」欄には、当該施策目標を達成するために実施している政策のうち主なものを所管している部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係する政策を所管している部局・課室名を記入する。

「評価の対象となる施策目標」欄及び政策体系の記入例

(V-2-2)

実績評価書

評価対象の施策目標
(枝)番号を記入

平成 年 月

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 評価の対象となる施策目標 | 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等 をすること |
|--------------|---------------------------------|

施策目標 (枝) 名を記入

1. 政策体系上の位置付け等

| | | |
|------|---|--|
| 基本目標 | V | 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること |
|------|---|--|

| | | |
|------|---|-----------------------------------|
| 施策目標 | 2 | 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること |
|------|---|-----------------------------------|

| | | |
|------|-----|---------------------------------|
| 施策目標 | 2-2 | 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等 をすること |
|------|-----|---------------------------------|

ゴシック体で記入

| | |
|--------|--------------|
| 個別目標 1 | 障害者への支援を図ること |
|--------|--------------|

※重点評価課題 (障害者の職業訓練の充実)

| | |
|--------------|----------------------------|
| (評価対象主な事務事業) | 重点評価課題名を () で、ゴシック体で記入 |
|--------------|----------------------------|

- 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施
- 障害者職業能力開発校の運営

| | |
|--------|------------------|
| 個別目標 2 | 母子家庭の母等への支援を図ること |
|--------|------------------|

| | |
|--------------|--|
| (主な評価対象事務事業) | |
|--------------|--|

- 母子家庭の母等の職業的自立促進事業
- 同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等への職業訓練の実施

「1. 政策体系上の位置付け等」の「施策の概要 (目的・根拠法令等)」の記入例 (平成19年度に作成した実績評価書 I-12-2 から引用)

※ 図表を使用した例

| | |
|---|----------------|
| <p>施策の概要（目的・根拠法令等）</p> <p>1. 目的等</p> <p>すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意志決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。</p> <p style="text-align: center;">簡潔に記入</p> <p>2. 根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康増進法（平成14年法律第103号） ○国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号） ○21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）（「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について」健発第0430002号・平成15年4月30日（別添）） | |
| 主管部局・課室 | 健康局総務課生活習慣病対策室 |
| 関係部局・課室 | — |

別添として添付

健康日本21中間評価報告書（概要）

健康日本21は、健康づくりに関する各種指標について数値目標を設定し、国民が一体となった健康づくり運動を推進する手法を導入したことにより、国民の健康指標に関する各種データの体系的・継続的なモニタリング、評価が可能となった。

また、都道府県及び市町村においては、健康増進計画の策定が進んでおり、全ての都道府県で都道府県計画が、約半数の市町村で市町村計画が策定されている。

健康日本21の中間評価における中間実績からは、例えば、脳卒中、虚血性心疾患の年齢調整死亡率の改善傾向が見られるものの、高血圧、糖尿病の患者数は特に中高年男性では改善していない。また、肥満者の割合や日常生活における歩数のように、健康日本21策定時のベースライン値より改善していない項目や、悪化している項目が見られるなど、これまでの進捗状況は全体としては必ずしも十分ではない点が見られる。

| 課題 | 今後の方向性 | 分野別の取組 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○総体主眼のターゲットが不明確（「誰に何を」が不明確） ○目標達成に向けた効果的なプログラムやツールの展開が不十分 ○政府主体や産業界を含めた社会全体としての取組が不十分 ○医療従事者、市町村等の関係者の役割分担が不明確 ○保健師、管理栄養士等関係者の資質の向上に関する取組が不十分 ○現状把握、施策評価のためのデータの収集、整備が不十分 | <p>ポピュレーションアプローチ（健康づくりの国民運動化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象目標項目の選定（都道府県健康増進計画に目標設定） → 都道府県健康増進計画改定ガイドライン、都道府県健康・栄養調査マニュアルに沿った計画の内容充実 ○新規目標項目の設定 ○効果的なプログラムやツールの普及啓発、定期的な見直し ○メタボリックシンドロームに重点した、運動習慣の定着、食生活の改善等に向けた普及啓発の推進 <p>ハイリスクアプローチ（効果的な健診・保健指導の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療従事者による40歳以上の管理栄養士・保健師等に対するメタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の充実（2008年度より） ○生活習慣病予防のための個別的な健診・保健指導プログラムの開発、定期的な見直し <p>産業界との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業界の自主的取組との一層の連携 ○保健指導専門者の質及び量の確保 <p>人材育成（医療関係者の資質向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、都道府県、医療関係者団体、医療従事者団体等が連携した人材育成のための研修等の充実 <p>エビデンスに基づいた施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アウトカム評価を可能とするデータの把握手法の見直し ○国民健康・栄養調査の在り方の見直しの検討 ○都道府県・市町村等の取組状況の定期的な把握 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 栄養・食生活 <ul style="list-style-type: none"> ・健診後の栄養指導の充実 ・「食事（ランスガイド）」の普及啓発や食環境整備の推進 ・食育と連動した国民運動の推進 ・行政における管理栄養士の配置などの体制整備 ○ 身体活動・運動 <ul style="list-style-type: none"> ・健診後の運動指導の充実 ・「エクササイズガイド2006」の普及啓発 ・健康運動指導士等の育成の促進 ・ウォーキングの普及など運動に親しむ環境の整備 ○ 休養・こころの健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策の推進 ・自殺対策に関する研究の推進 ○ たばこ <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙率増加の防止 ・禁煙指導の充実 ・さらなる対策の充実 ○ アルコール <ul style="list-style-type: none"> ・多量飲酒者対策の充実 ・未成年の飲酒防止の推進 ○ がん <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた検出率及び予備検診の普及 ・がん検診の推進 ・一次予防の充実 ・がん3次がん総合戦略研究の推進 |

○「2. 現状分析（施策の必要性）」の記入

(1) 施策目標に関する施策が必要とされている社会的背景や当該施策を取り巻く環境の変化に

ついて、その対象としている者や事物の現状に焦点を当て、記入する。特に、評価の対象期間中及び直近までの間に起こった施策目標に関連する主に関連する主な事件、出来事については言及する。

- (2) 記入する事項は政策の対象としている者や事物の全体的な状況~~を~~中心に記入することとし、「〇〇事業を実施した結果、△△人が□□となった」などの施策等の実施状況については、「2. 施策目標に関する評価」欄や「4. 個別目標に関する評価」欄に記入する。
- (3) なお、本欄に記入した内容は、実績評価書要旨において、「施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等」欄の「必要性」の項目に転記するため、現状分析の結果、施策目標に関する施策が必要であることが明確になるような記述とする。

「2. 現状分析」欄の記入例①（平成19年度に作成した実績評価書VI-3-1から引用し、一部加工）

施策に関する重要事件やその動向について記入

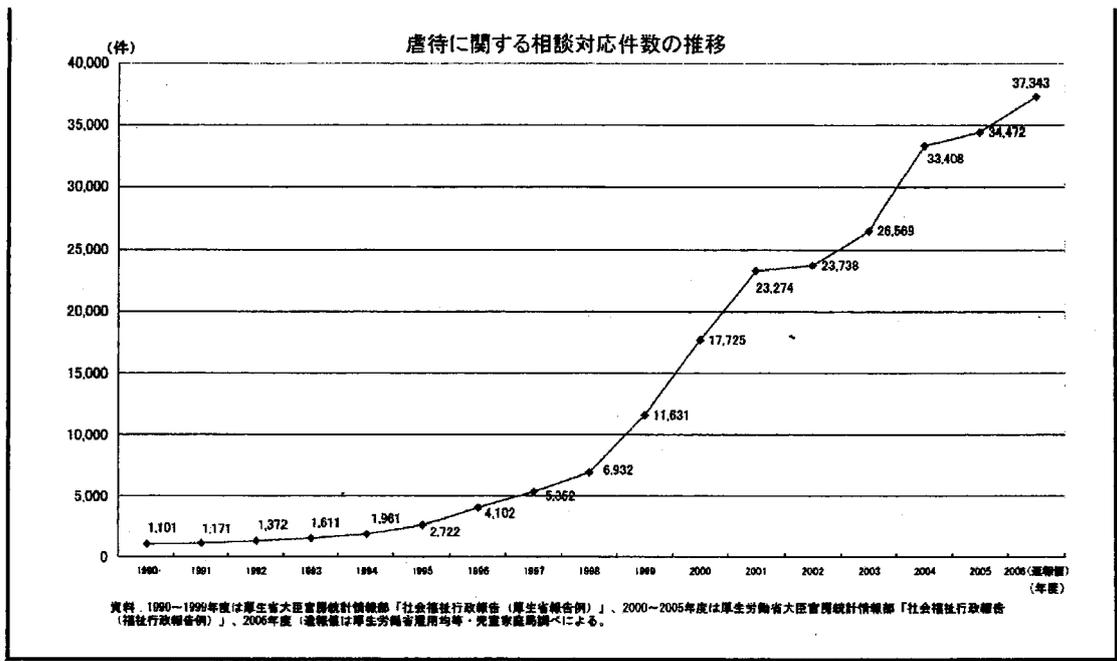
2. 現状分析

児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成17年度には児童虐待防止法制定直前の約3倍に当たる34,472件となるなど、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。

また、配偶者からの暴力（以下「DV」）の問題については、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」）が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件（19.2%）から平成17年度21,125件（28.9%）と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。

内容をわかりやすくするよう、図表を活用

施策を取り巻く環境の変化について記入



「2. 現状分析」欄の記入例②（平成19年度に作成した実績評価書IX-3-1から引用）
 ※ 図表を使用した例

2. 現状分析

介護保険制度の施行後、要介護認定者数は増加しており、施行直後と5年後の要介護認定者数を比較すると約1.9倍となっている。特に、軽度者（要支援・要介護1）の認定を受けた方は、約84万人から約204万人へと約2.4倍となっている。軽度者の方は、体を動かさないことにより徐々に生活機能が低下していく「廃用症候群（生活不活発病）」の状態にある方や、その状態にある可能性が高い方が多いことが特徴であり、こうした方々が、本人でできることはできる限り本人が行うという観点で介護予防サービスを適切に利用することにより、要支援・要介護状態にならないことが期待されている。

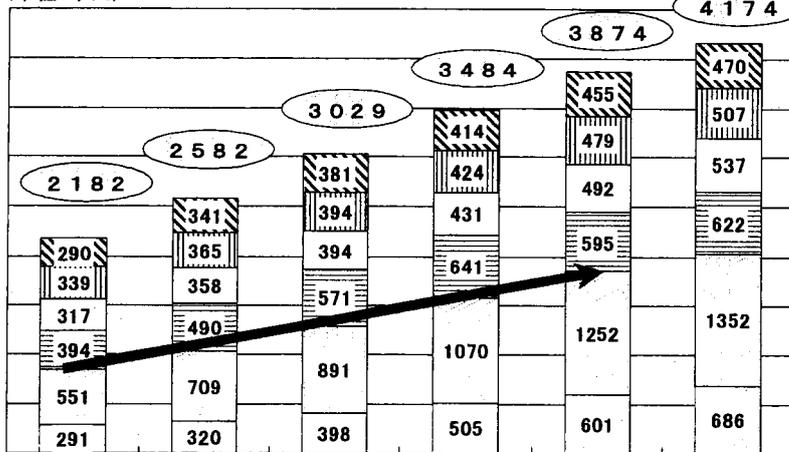
別添として添付

施策が必要とされている社会的背景を記入

(別添)

要介護度別認定者数の推移

(単位:千人)



要介護認定を受けた人は、
91%増 (約1.9倍)

2000年4月末からの増加率

| 要介護度 | 増加率 |
|------|------|
| 計 | 91% |
| 5 | 62% |
| 4 | 50% |
| 3 | 69% |
| 2 | 58% |
| 1 | 136% |
| 支援 | 145% |

2000年4月末 2001年4月末 2002年4月末 2003年4月末 2004年4月末 2005年6月末

□ 要支援 □ 要介護1 □ 要介護2 □ 要介護3 □ 要介護4 □ 要介護5

○被保険者数の推移
65歳以上の被保険者数は、5年2ヶ月で約359万人(17%)増加

特に、要支援・要介護1の認定を受けた人は、
136~145%増 (2.3~2.4倍)

○「3. 施策目標に関する評価」の記入

ア. ~~(1)~~「施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)」欄には、政策体系に定めた施策目標の達成状況を評価する指標を記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入するとともに、政策体系に定めた当該指標に係る達成水準及び達成時期を記入する。

なお、指標は極力アウトカム指標とし、達成水準及び達成時期を明記する。~~達成水準及び達成時期を設定していない指標には、(一)と記入する。~~

~~達成水準又は達成時期が設定されていない場合は、原則指標として採用せず、別途参考統計欄に整理することとする。~~

イ. ~~(2)~~達成水準を設定している指標については、目標達成率(実績値/達成水準)を算出し、【 】内に記入する。

達成時期を将来に設定している指標については、目標達成時期到来後に目標達成率を算出し、記入する。

また、前々年度以前についても、目標達成率の算定が可能な場合は、記入する。

※ 指標欄記入に当たっては、後述 「実績評価における指標欄記入の留意点」及び「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法を参照の上、記入する。

ウ. ~~(3)~~施策目標に係る指標と「4. 個別目標に関する評価」欄に記入する個別目標に係る指標が重複する場合、前者の指標は、後者の指標よりも極力 ~~は、政策評価官室と協議し、重複して記入する指標を真正に限定するものとする。~~

エ. ~~(4)~~「施策目標の評価」欄には、「施策目標に係る指標」、「2. 現状分析(施策の必要性)」及び「4. 個別目標の評価」欄の記述等を踏まえ、有効性及び効率性の観点から評価することとし、~~記述にあたっては、各個別目標の評価を総括して施策目標全体の達成状況について総合的な観点から評価する。特に、目標達成率を記入したのものについては、目標の達成・未達成の原因を分析するとともに、その分析結果を踏まえて評価する。記載にあたっては、~~

施策目標—各個別目標という政策の体系を意識しつつ記載するが、~~その際、原則として個別目標毎の評価を~~において記述した内容と重複して記入することを記載は避ける(あくまで施策目標の達成状況についての記述とする)。

また、実施計画において重点評価課題としたものは、字体をゴシックにて記入し、末尾に「(※太字部分は、重点評価課題該当部分)」と記入する。

なお、「2. 現状分析欄に(施策の必要性)」において、~~予期せぬ外部要因等を記入した場合~~は記載した主な出来事、事件については、施策目標の達成状況との関連を可能な限り明らかにするとともに、これら出来事等を踏まえた対応、今後の課題、方向性を必ず記述する。

~~オ.(5)~~評価の結果、政策手段(注：ここでいう政策手段とは、評価対象として選定した事務事業やそれ以外の事務事業をはじめ、予算措置及びそれ以外の各種制度・施策を含む。)事業等の見直し、設定した指標の達成水準等の見直しを行う場合は、「【総合的な評価】」欄にその旨記入する。その際、「5. 評価結果の分類」における記載内容と齟齬が生じないようにする。

~~カ.(6)~~なお、本欄に記入した「【有効性の観点】」、「【効率性の観点】」及び「【総合的な評価】」は、実績評価書要旨において、「施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等」欄の「有効性」、「効率性」及び「総合的評価」の項目にそれぞれ転記する。

「3. 施策目標に関する評価」の「施策目標に係る指標」欄の記入例（平成19年度に作成した実績評価書IV-1-1から引用し、一部加工）

3. 施策目標に関する評価

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | 指標の単位を()で記入 | | | | 目標達成率を【 】で記入 |
|--------------------------|---|--------------|------|------|------|----------------|
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
| 1 | 公共職業安定所の求職者の就職率 (%) (32%以上/平成18年度) | 26.7 | 28.8 | 30.7 | 31.6 | 32.4 【101%】 |
| 2 | 雇用保険受給資格者の早期再就職 割合(%) (16%以上/平成18年度) | — | — | 13.6 | 14.0 | 15.1 【95%】 |
| 3 | しごと情報ネットの利用者がこれ を通じて求人情報に応募するなど 具体的行動を起こした割合(%) (35%/平成18年度) | — | — | — | — | 35.7 【102%】 |

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1及び2は、職業安定局調べによる。
- ・指標1は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合。
- ・指標2は、雇用保険の基本手当の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職し、かつ再就職手当を受給した者の割合であり、平成16年度から集計を開始。

指標欄の1の理由や補足説明などを記入

【参考】厚生労働省ホームページ

資料の入手先について記入

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other18/index.html>

- ・指標3は、「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」((財)雇用情報センター)による。
- ・指標3は、インターネットによるモニターリサーチ調査であり、アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。

実績評価における指標等欄記入の留意点

- (1) 指標は施策の達成状況を評価するためのものを記入することとし、政策体系に定めた指標のうち「個別目標に関する評価」に資する指標は、以下の定義により「アウトカム指標」、「アウトプット指標」に分類して、記入する。
アウトカム指標（極力設定）：行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測る指標
（例：就職件数・就職率、育児休業取得率、行政サービスに対する満足度）
アウトプット指標：行政の活動そのものや行政活動により提供されてモノやサービスを測る指標、又はそれら行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果等
（例：検査件数、助成金支給件数、ホームページのアクセス数）
- (2) 政策体系に定めていないもの又は達成水準等を設定していないものの＝目標の達成状況を把握する上で有益な統計指標を記入する必要がある場合は、「参考統計指標」欄に記入する。
- (3) 指標及び参考統計（以下、「指標等」という。）は、原則として過去5年間の数値を記入し、可能な限り直近の数値を記入する。評価対象年度の数値が記入できない場合は、その理由を「(調査名・資料出所、備考)」欄に具体的に記入する。また、年度を通じた数値がとれない場合又は確定した数値がとれない場合も、「(調査名・資料出所、備考)」欄に、その理由を具体的に記入する。
- (4) 支給額等の金額を指標等とするものは、原則として百万円を単位とする。
- (5) 評価に当たって、予算作成時に予定した数値（予定件数、予定額等）を記載する必要があるものは、参考統計欄中の上段に実績値、下段に予算作成時の予定数値を記入し、その旨を「(調査名・資料出所、備考)」欄に記入する。

「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法

- (1) 各指標等欄に付随する「(調査名・資料出所、備考)」欄には、指標等のもととなる調査名等を具体的に記入し、あわせて指標及び調査の特異性等がある場合には簡潔に記入する。
- (2) 複数の指標等がある場合には、それぞれの指標毎に調査名等を記入する。
- (3) 可能な限り URL を記載するなどし、国民が資料を入手し易くすること。

<記入例>

- ・ 指標1は、内閣府が実施した平成19年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標2は、(財)△△の平成18年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標1は、平成18年度「〇〇調査」によるものであり、当該調査は、隔年で実施している。
- ・ 指標1は、事業の開始が平成17年度からのため、H15～H16の欄は記載できない。
- ・ 指標2は、〇〇事業の終了後、当該事業参加者に対して実施したアンケート調査によるものである。(□□人に調査、回収率△△%)

- ・平成17年4月の制度改正により、指標の対象範囲が～～となっている。
- ・指標1の上段は実績値、下段括弧書きは予算作成時に予定した数値である。
- ・指標2は、平成20~~19~~年度「〇〇調査」によるが、平成21~~19~~年6月時点での速報値であり、平成21~~19~~年10月に確定値等を公表予定である。

○「4. 個別目標に関する評価」の記入

まず、「個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価」の各欄に記入し、これを踏まえてその他の欄に記入する。

〔個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価〕

ア。「個別目標を達成するための評価対象事務事業の評価」欄には、実績評価書様式のとおり「事務事業名」、「予算額等」、「決算額」、「実施主体」、「事業の概要・必要性（政府決定・重要施策との関連性）」、「事業（予算）実績等」及び「実施状況の評価と今後の課題」を記入する。

イ。「予算額等」欄において、予算額は評価の対象年度（例えば、平成21年度に実施する実績評価については、平成20年度の予算額。）の金額を記入する。財源（一般会計、特別会計等）及び実施主体は、該当するものを で囲む。予算財源及び実施主体が複数に及ぶものは、該当する全ての項目を で囲む。

ウ。「決算額」欄については、当該事務事業の評価の対象年度の決算額を記入する。

エ。「事業の概要・必要性」欄については、事業概要を記入するとともに、当該事務事業が個別目標を達成するために必要な理由について記入し、政府決定や重要施策との関連性についても「政府決定や重要施策との関連性」欄に記入する。

オ。「事業（予算）実績等」欄については、過去5年間の予算額（補正後）推移、予算積算上の事業数等及びその実績数等を記入する。（※）

※「予算積算上の事業数等」欄には、例えば予算の積算を行うにあたり単価◇◇千円のものや〇〇施設△△カ所に設置するために必要な費用▽▽▽千円としているものの内、〇〇施設に係る△△カ所を記入するものである。また、「事業実績数等」欄には、予算で積算されていた上記の△△カ所に設置を予定したが、実際は□□カ所に設置したというように予算執行（決算）上どれだけ実施したか実績（□□カ所）を記入する。

カ。「実施状況の評価と今後の課題」欄については、当該事務事業の実施状況等を踏まえ、個別目標の達成との関連において事務事業が果たした効果等の分析を行い評価するとともに、今後の当該事務事業の課題、見直し、改善の方向性、概算要求の方向性等について記入する。なお、見直し、改善を行う場合には期限を明記すること（「厚生労働行政の在り方に関する懇談会中間まとめ」の指摘参照）。

また、予算作成時の予定数値と実績値に大きな乖離が生じた場合は、その理由についても分析し記入する。

なお、当該事業が選定基準B又はCの理由で選定されている場合には、必ず問題点等が出た原因、背景の分析を行い見直しの方向性について記入する。

〔個別目標に関する評価〕

キ。「個別目標に係る指標」欄には、政策体系に定めた個別目標の達成状況を評価する指標を記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入するとともに、当該指標に係る達成水準及び達成時期を記入する。

達成水準や達成時期が設定されていない場合は、原則指標として採用せず、別途参考統計欄に整理することとする。）

個別目標に係る指標が施策目標に係る指標と重複する場合は、「※施策目標に係る指標〇と同じ。」と記入する。

ク、目標達成率（実績値／達成水準）を算定し、【 】内に記入する。

達成時期を将来に設定している指標については、目標達成時期到来後に目標達成率を算定し、記入する。

また、前々年度以前についても、目標達成率の算定が可能な場合は、記入する。

※ 指標欄記入に当たっては、前述「実績評価における指標等欄記入の留意点」及び「（調査名・資料出所、備考）」欄の記入方法を参照の上、記入する。

ケ、「個別目標に関する評価（「個別目標を達成するための主な事務事業の評価」、特に「今後の課題」に記載した内容を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）」欄には、個別目標の達成にあたって政策手段（注：ここでいう政策手段とは、評価対象として選定した事務事業やそれ以外の事務事業をはじめ、予算措置及びそれ以外の各種制度、施策を含む。）がどのような効果を及ぼしたか、その政策手段が費用や手間の面から効率的なものであったかについて、「個別目標を達成するための評価対象事務事業の評価」を踏まえ可能な限り定量的に評価する。その際必ず政策手段と評価指標の値が示す結果との関係について分析を記述し、目標達成率を記入したものについては、目標の達成・未達成の原因を分析するとともに、その分析結果を踏まえて評価する。定量的に評価することが困難な場合は、個別目標と政策手段の有効性及び効率性を定性的に評価する。

コ、評価の結果、政策手段等の見直し、設定した指標の達成水準等の見直しを行う場合は、その旨記入する。その際、「5. 評価結果の分類」における記載内容と齟齬が生じないようにする。

サ、個別目標に関連する主な出来事、事件などは必ず言及し、対応及び今後の方向性、課題についての方向性を盛り込む。

シ、各施策目標毎の個別目標の数、指標の数及び選定された事務事業の数に応じて、それぞれ枠の追加を行う。

~~4. 個別目標に関する評価~~

~~（1）「個別目標に係る指標」欄には、政策体系に定めた個別目標の達成状況を評価する指標を記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入するとともに、当該指標に係る達成水準及び達成時期を記入する。~~

~~なお、達成水準及び達成時期を設定していない指標には、（－）と記入する。~~

~~個別目標に係る指標が施策目標に係る指標と重複する場合は、「※施策目標に係る指標〇と同じ。」と記入する。~~

~~（2）達成水準を設定している指標については、目標達成率（実績値／達成水準）を算定し、【 】内に記入する。~~

~~達成時期を将来に設定している指標については、目標達成時期到来後に目標達成率を算定し、記入する。~~

~~また、前々年度以前についても、目標達成率の算定が可能な場合は、記入する。~~

~~※ 指標欄記入に当たっては、前述 「実績評価における指標欄記入の留意点」及び「（調査名・資料出所、備考）」欄の記入方法を参照の上、記入する。~~

~~（2）「個別目標に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）」欄には、個別目標の達成に対して政策手段が有効であったか、その政策手段が効率的なものであったかについて、指標等に限り可能な限り定量的に評価する。特に、目標達成率を記入したものについては、目標の達成・未達成の原因を分析するとともに、その分析結果を踏まえて評価する。定量的に評~~

~~価することが困難な場合は、個別目標と政策手段の有効性及び効率性を定性的に評価する。
また、とりあげた指標において、予算作成時の予定数値と実績値に大きな乖離が生じた場合は、その理由についても記入する。~~

~~なお、個別目標に対する評価の他、波及効果や副次的効果についても可能な限り記入する。~~

~~(3) 評価の結果、事業等の見直し、設定した指標の達成水準等を見直しを行う場合は、その旨記入する。その際、「5. 評価結果の分類」における記載内容と齟齬が生じないようにする。~~

~~(4) 「施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要」欄には、実績評価書様式のとおり事務事業名、予算額等、実施主体及び概要を記入する。~~

~~なお、予算財源（一般会計、特別会計等）及び実施主体は、該当するものを で囲む。予算財源及び実施主体が複数に及ぶものは、該当する全ての項目を で囲む。~~

~~(5) 各施策目標毎の個別目標、指標及び事務事業の数に応じて、枠の追加又は削除を行う。~~

○「5. 評価結果の分類」の記入

(1) 「1 施策目標に係る指標の目標達成率」欄には、施策目標に係る指標について目標達成率を記入する。目標達成率を算定できない場合には、「達成水準を設定していない」、「現在集計中」、「達成時期は平成23年度」など理由を簡潔に記入する。

(2) 「2 評価結果の政策への反映の方向性」欄には、評価結果を踏まえて、施策全体として見たときに、縮小、拡充どちらの方向に反映させるかについて、ii (イ)～(ハ)のいずれかを○で囲む。

また、施策目標の終了・廃止を検討する場合は、i を□⊖で囲む。

その他、評価結果を踏まえて、機構・定員要求を検討する場合には、iii を□⊖で囲む。

「理由」欄には、分類した理由等を簡潔に記入する。なお、ii のいずれかに該当する場合に、例えば、施策全体として縮小するものであっても、拡充する事業等があれば、その内容等を記入する。

(3) 「3 施策目標等に係る指標の見直し」欄には、評価結果を踏まえて施策目標に係る指標又は個別目標に係る指標の見直しを検討する場合に、該当するものすべてを□⊖で囲む。

「理由」欄には、選択した理由等を簡潔に記入する。

○「6. 特記事項」の記入

(1) 特記事項については、直近3年間程度を目安に各事項について該当の有無を確認すること。

(2) 「①国会による決議等の状況（総理答弁及び警告決議、附帯決議等含む）の該当」欄には、該当の有無を確認の上□印を記入し、該当するものがある場合に、その名称、年月日及び該当部分の抜粋を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。

(3) 「②骨太の方針・各種計画等政府決定の該当との関係及び遵守状況」欄には、閣議決定（「経済財政改革の基本方針」等）及び施政方針演説（原則として過去1年のもの）等において当該施策に関係する記述・言及の有無を確認の上□印を記入し、該当するものがある場合に、その名称、年月日及び該当部分の抜粋を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。

(4) 「③審議会の指摘」欄には、当該施策について審議会から受けた意見等の有無を確認の上□印を記入し、意見等がある場合に、その意見等及び年月日を記入する。

(5) 「④研究会等の有無」欄には、当該施策について研究会等から受けた指摘等の有無を確認の上□印を記入し、指摘等がある場合に、その指摘等及び年月日を記入する。

(6) ~~㉟~~「~~㉟~~⑤総務省による行政評価・監視および認定関連活動等の該当状況」欄には、総務省が実施する行政評価・監視（旧行政監察）、統一性・総合性確保評価及び客観性担保評価において指摘された事項の有無を確認の上□印を記入し、指摘された事項及び年月日を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。

(7) ~~㊦~~「~~㊦~~⑥会計検査院による指摘」欄には、該当の有無を確認の上□印を記入し、指摘された事項がある場合に、その内容及び年月日を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。

(8) 「⑦その他」欄については、上記①～⑥以外の特記事項がある場合に、その内容及び年月日を記入する。

~~㉞~~「~~㉞~~⑥学識経験を有する者の知見の活用に関する事項」欄には、当該施策について審議会、研究会等から受けた意見等及び年月日を記入する。また、審議会等の他にも学識経験者からコメントを得た場合には、必要に応じて記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。

~~8. 施策目標に関する評価~~

~~6. 特記事項(1)「①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議)」欄には、該当するものがある場合に、その名称、年月日及び該当部分の抜粋を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。~~

~~㉟~~「~~㉟~~②各種政府決定との関係及び遵守状況」欄には、閣議決定（「経済財政改革の基本方針」等）及び施政方針演説（原則として過去1年のもの）等において当該施策に関係する記述・言及がある場合に、その名称、年月日及び該当部分の抜粋を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。

~~㉟~~「~~㉟~~③総務省による行政評価・監視および認定関連活動等の状況」欄には、総務省が実施する行政評価・監視（旧行政監察）、統一性・総合性確保評価及び客観性担保評価において指摘された事項及び年月日を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。

~~㉟~~「~~㉟~~④会計検査院による指摘」欄には、該当するものがある場合に、その内容及び年月日を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。

~~㉞~~「~~㉞~~⑥学識経験を有する者の知見の活用に関する事項」欄には、当該施策について審議会、研究会等から受けた意見等及び年月日を記入する。また、審議会等の他にも学識経験者からコメントを得た場合には、必要に応じて記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。

○「7. 本評価書に関連する他の実績評価書」の記入

(1) 閲覧者の利便性を向上させるため、当該施策と密接に関連する他の施策に係る政策体系上の番号及び施策目標を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。

(2) 関連する他の施策は、政策評価官室で選定し、担当部局と協議の上、決定する。

要旨の作成

実績評価書要旨は、担当部局において、実績評価書の「施策目標の評価」等をもとに作成する。また、政策評価官室は、必要に応じて実績評価書要旨の作成を支援する。

第3章 事業評価（事前）実施要領

1. 評価の趣旨

事業評価（事前）は、個々の事業の実施を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を測定し、事業の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか、事業の実施により費用に見合った効果が得られるかなどの観点から評価する。

2. 評価対象

（1）評価の対象

予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、1億円以上の費用を要する重点的な施策又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの。

（2）評価の対象とならないもの

前項にかかわらず、次のものは評価することを要しない。

- ① 政策の決定を伴わないもの（別の事業の実施、法律の施行等に伴い必然的に行われる事業等）
- ② 補償的な費用であり、有効性、効率性等の政策評価の観点になじまないもの。

3. 評価の手順

- （1）新たに予算概算要求等を行う事業の企画立案にあわせて、事業の担当部局は、本実施要領別紙2の様式に必要な事項を記入して事業評価書（事前）をとりまとめ、政策評価官室に提出する。
- （2）事業が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局がとりまとめることとし、1つの評価書として政策評価官室に提出する。
また、予算等において、1つの事業にまとめられている場合であっても、複数の目的・対象等が明確に分かれ、別々に評価を実施することにより適切な評価が可能となると判断される場合には、政策評価官室と相談の上、それぞれ別個に評価書を作成する。
- （3）政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。
- （4）担当部局は、必要に応じて政策評価官室の技術的助言等を踏まえた修正をし、事業評価書（事前）をとりまとめる。
- （5）政策評価官室は、とりまとめた事業評価書（事前）をもとに、事業評価書（事前）要旨を作成し、事業評価書（事前）とともに公表し、あわせて事業評価書（事前）を総務省へ通知する。
- （6）事業評価書（事前）をとりまとめた後、担当部局は、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室に報告する。政策評価官室は、それらの反映状況をとりまとめ、総務省へ通知する。

記入方法

○評価対象（事業名）等

- （1）「評価対象（事業名）」欄には、評価の対象となる事業の名称を記載する。事業名は、予算

との対応関係がわかるように留意する。

- (2) 「主管部局・課室」欄には、当該事業の主たる部分を所管する部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係部局・課室名を記入する。
- (3) 「関連する政策体系」欄には、当該事業に関連する基本目標、施策目標及び個別目標とそれぞれの番号を記入する。
- (4) 整理番号及び日付については、事業評価書（事前）をとりまとめる際に政策評価官室で一括して記入する。

「評価対象（事業名）」等の記入例（平成19年度に作成した事業評価書（事前）（「健康情報活用基盤実証事業」）から引用）

整理番号は空欄

（整理番号）

事業評価書（事前）

予算との対応関係が分かるように記入

平成 年 月

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|------|---|-----------------------------------|------|---|---|------|-----|---------------------|------|---|---------------|
| 評価対象（事業名） | 健康情報活用基盤実証事業 | | | | | | | | | | | | | |
| 主管部局・課室 | 医政局研究開発振興課医療機器・情報室 | | | | | | | | | | | | | |
| 関係部局・課室 | 総務省情報通信政策局情報流通高度化推進室 経済産業省商務情報政策局サービス産業課医療・福祉機器産業室 | | | | | | | | | | | | | |
| 関連する政策体系 | <table border="1"> <tr> <td>基本目標</td> <td>I</td> <td>安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>3</td> <td>利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>3-1</td> <td>医療情報化インフラの普及を推進すること</td> </tr> <tr> <td>個別目標</td> <td>1</td> <td>医療のIT化を推進すること</td> </tr> </table> | | 基本目標 | I | 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること | 施策目標 | 3 | 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること | 施策目標 | 3-1 | 医療情報化インフラの普及を推進すること | 個別目標 | 1 | 医療のIT化を推進すること |
| 基本目標 | I | 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること | | | | | | | | | | | | |
| 施策目標 | 3 | 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること | | | | | | | | | | | | |
| 施策目標 | 3-1 | 医療情報化インフラの普及を推進すること | | | | | | | | | | | | |
| 個別目標 | 1 | 医療のIT化を推進すること | | | | | | | | | | | | |

1. 現状・問題分析とその改善方策（事業実施の必要性）

- (1) 事業が必要とされている背景及び現状の問題点等を可能な限り客観的なデータを用いて分析し、問題点等の改善方策を踏まえた当該事業の必要性を記入する。また、過去に実施した政策評価の結果を踏まえた事業の場合には、その旨を記入する。
- (2) 「現状・問題分析に関連する指標」欄には、現状・問題分析をする際に有益な指標がある場合に記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入する。
- (3) 「(調査名・資料出所、備考)」欄には、後述 「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法を参照の上、記入する。

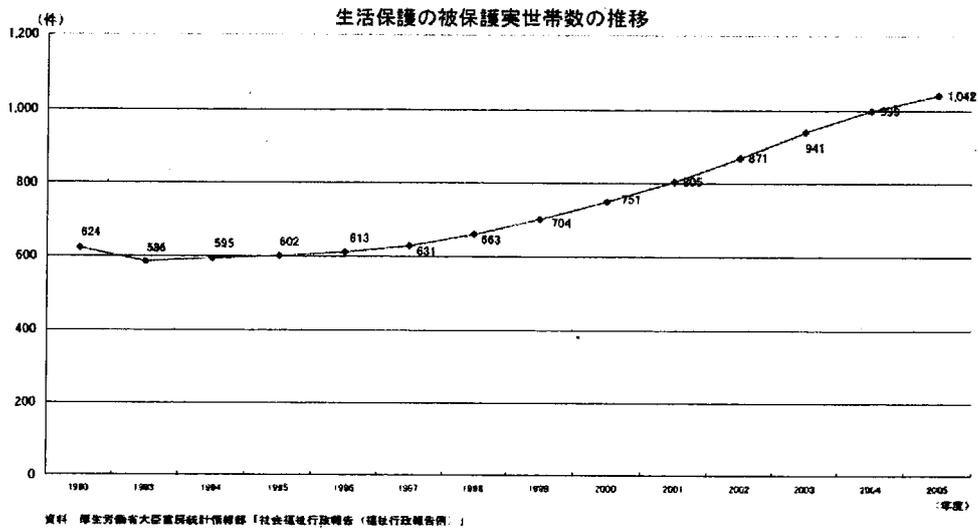
「1. 現状・問題分析とその改善方策（事業実施の必要性）」の記入例（平成19年度に作成した事業評価書（事前）（「地域日常生活自立支援事業」）から引用し、一部加工）

現状の問題点、当該事業の必要性を記入

1. 現状・問題分析とその改善方策（事業実施の必要性）

生活保護を受給している世帯数は増加傾向にあるが、福祉事務所に生活保護の受給を希望し、相談に訪れる者のうち、生活保護の受給に結びつくのは3割程度であり、その他の者は生活保護の受給に至らないボーダーライン層として存在している。

これらボーダーライン層について自立支援策を講じることにより、生活保護の受給に至ることを未然に防止できることから、本事業を実施する必要がある。



現状・問題分析に関連する指標

指標の単位を（ ）で記入

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
|----------------------|---------|---------|---------|-----------|-----|
| 1 生活保護受給者数 (単位：人) | 870,931 | 941,270 | 998,887 | 1,041,508 | 集計中 |

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、「福祉行政報告例（社会福祉行政業務報告）」（大臣官房統計情報部社会統計課調べ）によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年10月に公表予定。

【参考】厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>

資料の入手先について記入

事業評価（事前）における指標欄記入の留意点

(1) 事業評価（事前）においては、「1. 現状・問題分析」欄に「現状・問題分析に関連する指標」、「4. 評価指標等」欄に「アウトカム指標」、「アウトプット指標」及び「参考統計指標」を設けている。「4. 評価指標等」欄の指標については、以下の定義により分

類して記入する。

アウトカム指標：行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測る指標

(例：就職件数・就職率、育児休業取得率、行政サービスに対する満足度)

アウトプット指標：行政の活動そのものや行政活動により提供されてモノやサービスを測る指標、又はそれら行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果等

(例：検査件数、助成金支給件数、ホームページのアクセス数)

参考統計指標：アウトカム指標及びアウトプット指標の他、事業の達成状況を把握する上で有益な統計指標

(2) 「現状・問題分析に関連する指標」は、原則として過去5年間の数値を記入し、可能な限り直近の数値を記入する。また、年度を通じた数値がとれない場合又は確定した数値がとれない場合は、「(調査名・資料出所、備考)」欄に、その理由を具体的に記入する。

(3) 支給額等の金額を指標とするものは、原則として百万円を単位とする。

「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法

(1) 「(調査名・資料出所、備考)」欄には、指標のもととなる調査名等を具体的に記入し、あわせて指標及び調査の特異性等がある場合には簡潔に記入する。

(2) 複数の指標がある場合には、それぞれの指標毎に調査名等を記入する。

(3) 可能な限り URL を記載するなどし、国民が資料を入手し易くすること。

<記入例>

- ・ 指標 1 は、内閣府が実施した平成 19 年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標 2 は、(財)△△の平成 18 年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標 1 は、平成 18 年度「〇〇調査」によるものであり、当該調査は、隔年で実施している。
- ・ 指標 2 は、〇〇事業の終了後、当該事業参加者に対して実施したアンケート調査によるものである。(□□人に調査、回収率△△%)
- ・ 平成 17 年 4 月の制度改正により、指標の対象範囲が～～となっている。
- ・ 指標 1 の上段は実績値、下段括弧書きは予算作成時に予定した数値である。
- ・ 指標 2 は、平成 20 年 9 年度「〇〇調査」によるが、平成 21 年 6 月時点での速報値であり、平成 21 年 10 月に確定値等を公表予定である。

2. 事業の内容

(1) 「事業の実施主体」欄には、該当する実施主体を全て で囲む。

(2) 「事業の内容(概要)」欄には、「新規」又は「一部新規」のどちらかを で囲み、事業の内容を具体的に記入する。

評価する対象が一部新規の場合には、既存の部分を含めた事業全体について説明した上で、追加される新規部分を記入する。

(3) 「予算」欄には、「一般会計」、「年金特会」、「労働保険特会」及び「その他」のうち、該当するものを で囲み、「その他」の場合は、括弧内に具体的に記入する。また、要求する予定の予算額を百万単位で記入し、評価する対象が一部新規の場合には、事業全体

の予算額を記入し、一部新規に係る部分の予算額を括弧書きで記入する。過去の予算額についても記入する。

一部新規事業の場合の記入例 該当するものを口で囲む

| 一般会計・年金特会・労働保険特会・その他 () | | | | | |
|---------------------------|------|------|------|------|--------------|
| 予算額 (単位: 百万円) | H18年 | H19年 | H20年 | H21年 | H22年 |
| | — | 520 | 515 | 512 | 780 (250) |
| ※ 「H22年」については予算概算要求額 | | | | | |
| ※ () は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額 | | | | | |

3. 事業の目標

- (1) 「事業の目標」欄には、事業評価（事後）において評価を行うための目標を、可能な限り定量的に設定し記入する。
- (2) 「政策効果が発現する時期」欄には、当該事業による効果が発現を開始する時期を記入する。
- (3) 「事業の目標」は、当該事業の実施後に事後評価を実施する際の目安とするものであるため、目標が適切に設定されていない場合、事後評価が困難になる可能性があることに留意する。

4. 評価指標

- (1) 「評価指標等」欄には、事後に事業の達成状況を評価するための指標を「アウトカム指標」、「アウトプット指標」及び「参考統計指標」に分類して記入する。また、欄内に当該指標等の単位を括弧書きで記入するとともに、「アウトカム指標」及び「アウトプット指標」については、達成水準及び達成時期を記入する。

なお、~~達成水準及び達成時期を設定できない指標には、(—)と記入する。~~達成水準又は達成時期を設定できない場合は、原則指標として採用せず、別途参考統計欄に整理することとする。

※ 指標欄記入に当たっては、前述 □ 「事業評価（事前）における指標欄記入の留意点」及び「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法を参照の上、記入する。

- (2) 「本事業と指標の関連についての説明」欄等には、評価の対象となっている事業と設定した指標等の関連についての説明を簡潔に記入する。

5. 評価

(1) 必要性の評価

- ① 「行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）」欄には、本実施要領参考添付「行政関与の在り方に関する基準」（平成8年12月16日行政改革委員会策定）の「行政関与の可否に関する基準」を参考にして、官民の役割分担の観点から、当該事業に行政が関与しなくてはならないかを分析し、「有」「無」「その他」のいずれかを □ で囲み、その理由を記入する。なお、「その他」は、官民共同で実施する事業などの場合

に選択する。

- ② 「国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）」欄には、国と地方公共団体の役割分担の観点から、国が実施しなければならないかを分析し、「有」「無」「その他」のいずれかを で囲み、その理由を記入する。なお、「その他」は、国と地方公共団体が共同で実施する事業などの場合に選択する。
- ③ 「民営化や外部委託の可否」欄には、当該事業を実施する際に、民間事業者等を活用することが可能か分析し、「可」「否」のどちらかを で囲み、その理由を記入する。
- ④ 「他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無」欄には、当該事業の他に類似する事業があるか分析し、「有」「無」のどちらかを で囲み、「有」とした場合、重複する事業名及び実施省庁名を列記し、重複していてもなお実施する必要性がある旨記入する。
- (2) 有効性の評価
- ① 「政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）」欄には、資源を投入してから政策効果が発現するまでの過程をわかりやすく記入する。また、政策効果が発現する経路についてまとめられているフローチャート等を別紙として添付することも差し支えない。

記入例①（平成19年度に作成した事業評価書（事前）（同上）から引用）

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）

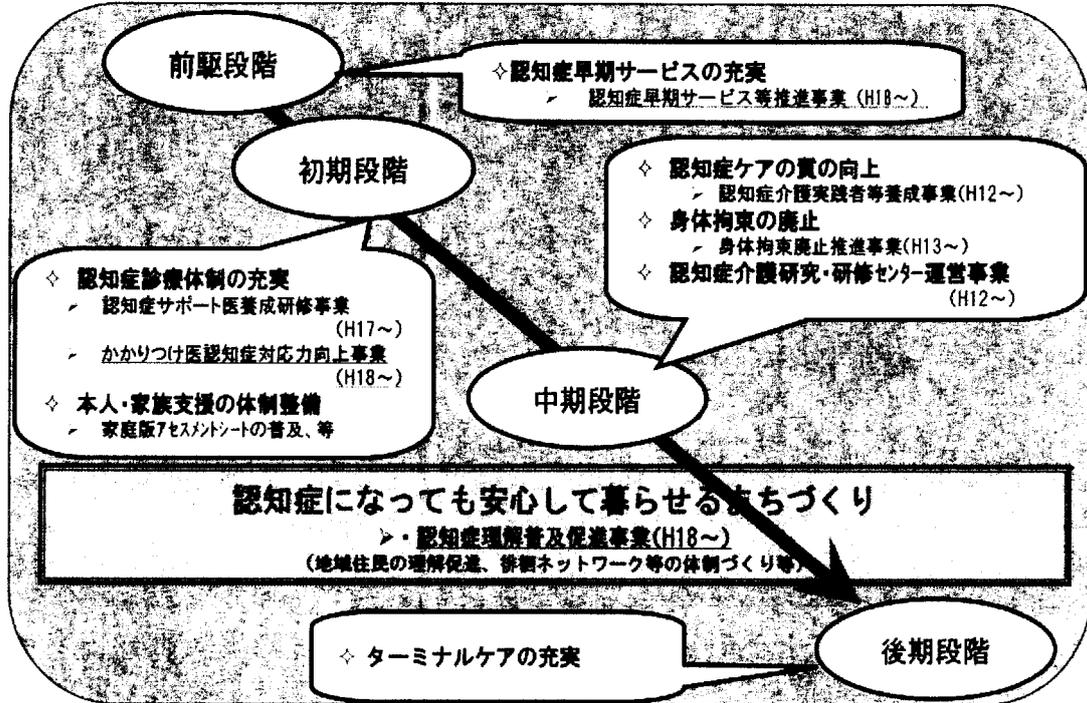
地域産業保健センターに面接指導窓口の設置→小規模事業場の労働者に対する医師による面接指導等健康管理の実施→長時間労働者の健康状況の改善→過重労働による健康障害の減少

記入例②（平成18年度に作成した事業評価書（事前）（「認知症対策等総合支援事業」）から引用）

※ 「政策効果が発現する経路」を、「別紙「認知症のステージに即した取組」参照。」として、図表を使用した例。

認知症のステージに即した取組

平成18年度要求時に、これまで以上に、認知症対策を総合的に推進していくため、地域支援、医療体制の充実、認知症ケアの質の向上等を目的とした事業を取りまとめ、「認知症対策等総合支援事業」として再構築。



② 「事業の有効性」欄には、当該事業を実施した結果、見込まれる効果を可能な限り定量的に予測・把握し、記入する。また、事業の効果の予測・把握に当たっては、過去に実施された同種類似の事業により得られた実績及び効果を活用することが望ましい。

(3) 効率性の評価

- ① 「効率性の評価」欄には、投入する資源量に見合った効果が得られるか、必要な効果に対して投入する資源量が最小か、同一の費用等でより大きな効果が得られないか等の観点から、可能な限り定量的に予測・把握し、記入する。
- ② 事業の実施に当たって、特に効率化を図る工夫がある場合、それについても記入する。

(4) その他

- ① 必要性の評価、有効性の評価及び効率性の評価の他に、必要に応じて、公平性（受益や負担が公平に分配されるか）及び優先性（他の事業より優先的に実施するべきか）等の観点から分析した評価を記入する。
- ② 税や財政投融資などの利用可能性、規制緩和による代替可能性等が考えられる場合には、それらについても当該欄に記入する。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、「予算額」欄の要求額のとおり予算概算要求を行うこととした場合には、「評価結果を踏まえ、平成〇〇年度予算概算要求において所要の予算を要求する。」と記入する。

また、評価結果を踏まえ、予算概算要求額の変更、事業内容の見直し等を行う場合には、

~~研究会等から受けた意見等及び年月日を記入する。また、審議会等の他にも学識経験者からコメントを得た場合には、必要に応じて記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。~~

~~※ 記入例は、前述「第2章 実績評価実施要領」の6を参照の上、記入する。~~

要旨の作成

事業評価書（事前）要旨は、政策評価官室において、事業評価書（事前）の「必要性の評価」及び「有効性の評価」等をもとに作成する。

第4章 事業評価（事後）実施要領

1. 評価の趣旨

事業評価（事後）は、事業評価（事前）を実施した個々の事業について、一定期間経過後に、事業の継続の可否及び事業内容の見直し等を目的として、事業が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当だったか、事業の実施により費用に見合った効果が得られたかなどの観点から、評価する。

2. 評価対象

- (1) 事前評価を実施したもののうち、原則として事業開始後3年を経過したもの
(例えば、平成21年度に実施する事後評価は、平成17年度に事前評価を実施した平成18年度予算概算要求に係るものが該当する。)
- (2) 前項に該当するもののうち、事後評価を実施しないものについては、別に定める。

3. 評価の手順

- (1) 事業の担当部局は、本実施要領別紙3の様式に必要な事項を記入して事業評価書（事後）をとりまとめ、政策評価官室に提出する。
- (2) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。
- (3) 担当部局は、必要に応じて政策評価官室の技術的助言等を踏まえた修正をし、事業評価書（事後）をとりまとめる。
- (4) 政策評価官室は、とりまとめた事業評価書（事後）をもとに、事業評価書（事後）要旨を作成し、事業評価書（事後）とともに公表し、あわせて事業評価書（事後）を総務省へ通知する。
- (5) 事業評価書（事後）をとりまとめた後、担当部局は、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室に報告する。政策評価官室は、それらの反映状況をとりまとめ、総務省へ通知する。

記入方法

○評価対象（事業名）等

- (1) 「評価対象（事業名）」欄には、評価の対象となる事業の名称を記載する。また、事前評価を実施した際の事業名と異なる事業名により実施しているものは、現在実施している事業名を記入し、事前評価実施時の名称は、括弧書きにより記入する。
- (2) 「主管部局・課室」欄には、当該事業の主たる部分を所管してる部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係部局・課室名を記入する。
- (3) 「関連する政策体系」欄には、当該事業に関連する基本目標、施策目標及び個別目標とそれぞれの番号を記入する。
- (4) 整理番号及び日付については、事業評価書（事後）をとりまとめる際に政策評価官室で一括して記入する。

「評価対象（事業名）」等の記入例（平成19年度に作成した事業評価書（事後）（「失業者向け生活関連情報提供サービス事業の実施（失業者への生活関連情報のハローワークによるワンストップでの提供体制の整備）」）から引用）

整理番号は空欄

（整理番号）

事業評価書（事後）

現在実施している事業名を記入

平成 年 月

| | | | |
|-----------|--|---|--|
| 評価対象（事業名） | 失業者向け生活関連情報提供サービス事業の実施（失業者への生活関連情報のハローワークによるワンストップでの提供体制の整備） | | |
| 主管部局・課室 | 職業安定局首席職業指導官室 | | |
| 関係部局・課室 | — | | |
| 関連する政策体系 | | | |
| 基本目標 | IV | 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること | |
| 施策目標 | 1 | 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること | |
| 施策目標 | 1-1 | 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること | |
| 個別目標 | 1 | 求職者のニーズに応じた求人の確保を図ること | |
| 個別目標 | 2 | 早期再就職に向けた個別支援の推進を図ること | |
| 個別目標 | 3 | 未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実による就職促進を図ること | |

1. 現状・問題分析

- (1) 「事前評価実施時における現状・問題分析」欄には、事前評価の実施年度を記入し、当該事業に係る事業評価書（事前）の「現状・問題分析」欄の記載内容を転記する。
- (2) 「事後評価実施時（現在）における現状・問題分析」欄には、事前評価実施時における「現状・問題分析」欄の内容を踏まえ、社会環境の変化及び現状の問題点等を分析し、可能な限り客観的なデータを用いて記入する。
- (3) 「現状・問題分析に関連する指標」欄には、事前評価で現状・問題分析をする際に用いた指標及び事後評価実施時（現在）における現状・問題分析に有益な指標を記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入する。
- (4) 「（調査名・資料出所、備考）」欄には、後述 「（調査名・資料出所、備考）」

欄の記入方法」を参照の上、記入する。

「1. 現状・問題分析」の「事後評価実施時（現在）における現状・問題分析」欄の記入例（平成19年度に作成した事業評価書（事後）（「一般事業主行動計画策定等支援事業」）から引用し、一部加工）

数値を用いて分析

| 事後評価実施時（現在）における現状・問題分析 | | | | | | |
|--|---------------------------------------|------|------|------|------|------|
| (1) 現状分析 | | | | | | |
| <p>育児休業の取得率については、平成17年度で男性0.50（0.41）%、女性72.3（80.2）%と平成17年の改正育児・介護休業法の施行及び次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）の全面施行を受け、一定の上昇がみられる。</p> <p>また、制度の導入状況についても、小学校就学までの子を対象とする勤務時間短縮等の措置については平成17年度で16.3%（27.4%）と導入が進みつつあるところである。</p> <p>一方、次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出は、義務となっている301人以上の労働者を雇用する事業主については、ほぼ100%の実施状況であるものの、努力義務となっている中小企業における策定・届出数は、増加しているものの、まだ未策定の中小企業も多い。</p> <p>※数値は、厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）による。（ ）内は30人以上規模。</p> | | | | | | |
| (2) 問題点 | | | | | | |
| <p>仕事と子育てとを両立しやすい雇用環境の整備をより一層促進するためには、中小企業も含めた個々の企業において主体的に取り組む意識をさらに高めることが重要である。</p> | | | | | | |
| (3) 問題分析 | | | | | | |
| <p>企業において、育児・介護休業法に規定されている措置のような最低基準に関する規定整備は一定程度進んだものの、特に、中小企業における一般事業主行動計画策定・実施に向けた取組みが進んでおらず、こうした取組みをさらに推進する方策を講じる必要がある。</p> | | | | | | |
| (4) 事業の必要性 | | | | | | |
| <p>一般事業主行動計画の策定が遅れている中小企業事業主に対し、地域や業種における実情に即してどのような計画を作成すればよいかについて、事業主に対しアドバイス等を行うことにより、一般事業主行動計画の策定・実施を支援する必要がある。</p> | | | | | | |
| <p>現状・問題分析に関連する指標 現在における現状・問題分析に有益な指標も記入 指標の単位を（ ）で記入</p> | | | | | | |
| | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
| 1 | 女性の育児休業取得率 (単位：%) | 64.0 | 73.1 | 70.6 | 72.3 | 88.5 |
| 2 | 男性の育児休業取得率 (単位：%) | 0.33 | 0.44 | 0.56 | 0.50 | 0.57 |
| 3 | 小学校就学までの子を対象とする勤務時間短縮等の措置の導入状況 (単位：%) | 9.6 | 10.2 | 10.5 | 16.3 | 18.0 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| ・指標1、2及び3は、雇用均等・児童家庭局の「女性雇用管理基本調査」による。平 | | | | | | |

成14年度、平成16年度及び平成17年度は5人以上規模事業所調査、平成15年度、平成18年度は30人以上規模企業調査。

【参考】厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-17.html>

資料の入手先について記入

2. 事業の内容

- (1) 「事業の実施主体」欄には、該当する実施主体を全て で囲む。
- (2) 「事業の内容（概要）」欄には、事業の内容を具体的に記入する。事前評価実施時と事業の内容に変更がない場合は、事業評価書（事前）の記載内容を転記して差し支えない。
- (3) 「予算」欄には、「一般会計」、「年金特会」、「労働保険特会」及び「その他」のうち、該当するものを で囲み、「その他」の場合は、括弧内に具体的に記入する。
また、これまでの予算額及び要求する予定の予算概算要求額を百万単位で記入する。

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

「事業の目標」及び「政策効果が発現する時期」欄には、事前評価において設定した目標及び時期を転記する。

4. 評価指標

- (1) 「評価指標等」欄には、事前評価において設定した指標及び事前評価実施後の事業内容の変更や社会環境の変化等を踏まえ、事後評価において追加して評価すべき指標を記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入するとともに、事前評価において設定した当該指標に係る達成水準（目標値）及び達成時期を記入する。との整合性をはかりつつ、指標は極力アウトカム指標とし、達成水準及び達成時期を明記する。

なお、達成水準又は達成時期が設定されていない場合は、原則指標として採用せず、別途参考統計欄に整理することとする。

~~なお、達成水準（目標値）及び達成時期を設定していない指標には、（－）と記入する。~~

事後評価において追加して評価指標を設定した場合又は事前評価実施時に設定した評価指標を使用しない場合には、その理由を「（調査名・資料出所、備考）」欄に記入する。

- (2) 達成水準（目標値）を設定している指標については、目標達成率（実績値／達成水準（目標値））を算定し、【 】内に記入する。

また、前々年度以前についても、目標達成率の算定が可能な場合は、記入する。

※ 指標欄の記入に当たっては、後述 「事業評価（事後）における指標欄記入の留意点」及び「（調査名・資料出所、備考）」欄の記入方法を参照の上、記入する。

記入例（平成19年度に作成した事業評価書（事後）（「児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置の大幅な拡充」）から引用し、一部加工）

4. 評価指標等

指標の単位を（ ）で記入

| | | | | | | |
|---|--|---|--------|--------|---------------|---------------|
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) | | 事前評価において設定した達成水準 (目標値) 及び達成時期を（ ）で記入 | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
| 1 | 被虐待児個別対応職員の配置か所数の増(単位:か所) (前年度以上/毎年度) | | - | 630 | 675 【107%】 | 682 【101%】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | 目標達成率を【 】で記入 | | | | |
| ・指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が都道府県等からの報告に基づいて調査した結果による。 | | 平成14～15の一の理由について記載 | | | | |
| ・事業開始が平成16年度からのため、平成14年～15年欄の数値は記載できない。 | | | | | | |
| 参考統計指標 | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
| 1 | 児童虐待相談対応件数 (単位:件) | 23,738 | 26,569 | 33,408 | 34,472 | 37,343 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| ・参考指標1は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。 | | | | | | |
| ・平成18年度の数値は、平成19年7月現在の速報値であり、同年秋頃に確定値を公表予定である。 | | | | | | |
| 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html | | | | | | |

事業の達成状況を把握する上で有益な指標を「参考指標」として記入

事業評価（事後）における指標欄記入の留意点

- (1) 事業評価（事後）においては、「1. 現状・問題分析」欄に「現状・問題分析に関連する指標」、「4. 評価指標等」欄に「アウトカム指標」、「アウトプット指標」及び「参考指標」を設けている。「4. 評価指標等」欄の指標については、以下の定義により分類して記入する。
- アウトカム指標：行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測る指標
 (例：就職件数・就職率、育児休業取得率、行政サービスに対する満足度)
- アウトプット指標：行政の活動そのものや行政活動により提供されてモノやサービスを測る指標、又はそれら行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果等
 (例：検査件数、助成金支給件数、ホームページのアクセス数)
- 参考統計指標：アウトカム指標及びアウトプット指標の他、事業の達成状況を把握する上で有益な指標
- (2) 「現状・問題分析に関連する指標」は、原則として過去5年間の数値を記入し、可能な

限り直近の数値を記入する。また、年度を通じた数値がとれない場合又は確定した数値がとれない場合は、「(調査名・資料出所、備考)」欄に、その理由を具体的に記入する。

(3) 支給額等の金額を指標とするものは、原則として百万円を単位とする。

(4) 評価に当たって、予算作成時に予定した数値(予定件数、予定額等)を記載する必要があるものは、上段に実績値、下段に予算作成時の予定数値を記入し、その旨を「(調査名・資料出所、備考)」欄に記入する。

「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法

(1) 各指標欄に付随する「(調査名・資料出所、備考)」欄には、指標のもととなる調査名等を具体的に記入し、あわせて指標及び調査の特異性等がある場合には簡潔に記入する。

(2) 複数の指標がある場合には、それぞれの指標毎に調査名等を記入する。

(3) 事後評価において追加して評価指標を設定した場合又は事前評価実施時に設定した評価指標を使用しない場合には、その理由を記入する。

(4) 可能な限り URL を記載するなどし、国民が資料を入手し易くすること。

<記入例>

- ・ 指標 1 は、内閣府が実施した平成 19 年度「〇〇調査」による。
- ・ 参考指標 2 は、(財)△△の平成 18 年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標 1 は、平成 18 年度「〇〇調査」によるものであり、当該調査は、隔年で実施している。
- ・ 指標 2 は、〇〇事業の終了後、当該事業参加者に対して実施したアンケート調査によるものである。(□□人に調査、回収率△△%)
- ・ 指標 1 は、事業の開始が平成 16 年度からのため、H15 の欄は記載できない。
- ・ 平成 17 年 4 月の制度改正により、指標の対象範囲が～～となっている。
- ・ 指標 1 の上段は実績値、下段括弧書きは予算作成時に予定した数値である。
- ・ 指標 2 は、平成 20 ~~19~~年度「〇〇調査」によるが、平成 21 ~~19~~年 6 月時点での速報値であり、平成 21 ~~19~~年 10 月に確定値等を公表予定である。

5. 事前評価の概要

事前評価において実施した「必要性の評価」、「有効性の評価」及び「効率性の評価」の内容又は概要を記入する。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

- ① 「政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)」欄には、事前評価の記載内容を転記する。
- ② 「有効性の評価」欄には、当該事業を実施した結果、事前評価において予測・把握した有効性の評価を踏まえ、当該事業が有効であったか、評価指標により可能な限り定量的に評価する。特に、目標達成率を記入したものについては、目標の達成・未達成の原因を分析するとともに、その分析結果を踏まえた評価を行う。
- ③ 「事後評価において特に留意が必要な事項」欄には、事前評価において想定してなかつ

た外部要因等で、特記する必要がある場合に記入する。

(2) 効率性の評価

- ① 「効率性の評価」欄には、当該事業を実施した結果、事前評価において予測・把握した効率性の評価を踏まえ、投入した資源量に見合った効果が得られたか、必要な効果に対して投入する資源量が最小だったか等の観点から、評価指標により可能な限り定量的に評価する。特に、目標達成率を記入したものについては、目標の達成・未達成の原因を分析するとともに、その分析結果を踏まえた評価を行う。
- ② 「事後評価において特に留意が必要な事項」欄には、事前評価において想定してなかった外部要因等で、特記する必要がある場合に記入する。

(3) その他

- ① 有効性の評価及び効率性の評価の他に、必要に応じて、公平性（受益や負担が公平に分配されたか）及び優先性（他の事業より優先的に実施するべきか）等の観点から分析した評価を記入する。
- ② 今後、事業を継続するに当たって、税や財政投融资などの利用可能性、規制緩和による代替可能性等が考えられる場合には、それらについても当該欄に記入する。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、「予算額」欄の要求額のとおり予算概算要求を行うこととした場合には、「評価結果を踏まえ、平成〇〇年度予算概算要求において所要の予算を要求する。」と記入する。

また、評価結果を踏まえ、予算概算要求額の変更、当初の事業内容からの見直し等を行う場合には、変更した予算概算要求額及び見直した内容等を記入する。

7. 特記事項

事前評価における記載内容を転記するとともに、事前評価実施時から事後評価実施までの間に、新たに追加された事項がある場合には、あわせて記入する。

要旨の作成

事業評価書（事後）要旨は、政策評価官室において、事業評価書（事後）の「有効性の評価」等をもとに作成する。

第5章 総合評価実施要領

1. 評価の趣旨

総合評価は、特定のテーマについて、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とするものである。

2. 評価対象

総合評価に係る評価対象については、実施計画において総合評価を行うこととされたもの及び政策評価官室と政策の担当部局等が調整の上、総合評価を行うこととしたものを対象として実施する。

具体例としては、法改正を伴う制度改正や具体的な目標値を掲げた計画に基づいた行政を展開し、計画の策定・実施・評価においてPDCAサイクルを導入している政策との整合性をとっている施策目標（枝）等のうち、当該計画の計画期間の最終年度を迎え、新たな計画を策定するもの等を評価対象とする。

3. 評価の手順

(1) 評価対象の担当部局は、評価予定表等に基づいて本実施要領別紙4の様式に必要な事項を記入して総合評価書を作成し、政策評価官室に提出する。

なお、総合評価は、

- ① 当該評価対象の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期に評価を、
- ② 総合評価結果を踏まえた見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を、

それぞれ実施する。

具体例としては、評価対象の検討に当たって、審議会、研究会等を活用した場合には、その答申や報告書作成等が行われた時期が①に該当し、それを踏まえた法改正や計画の策定を検討し、具体的に講じることとした措置を最終的に法案や計画に盛り込んだ時期が②に該当する。

- (2) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。
- (3) 担当部局は、必要に応じて政策評価官室の技術的助言等を踏まえた修正をし、総合評価書を取りまとめる。
- (4) 政策評価官室は、とりまとめた総合評価書を公表し、あわせて総務省へ通知する。

記入方法

○評価対象等

- (1) 「評価対象課題名」欄には、実施計画等において評価対象とすることとした特定のテーマ名を記入する。
- (2) 「主管部局・課室」欄には、当該評価対象の主たる部分を所管している部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係部局・課室名を記入する。
- (3) 日付については、総合評価書のとりまとめの状況に応じて、政策評価官室で記入する。

1. 関連する政策体系

実施計画等において評価対象とすることとした特定のテーマと関連する政策体系の基本目標、施策目標とそれぞれの番号及び個別目標を記入する。

記入例

総合評価書

平成 年 月

評価対象となる特定のテーマ名を記入

| | |
|---------|--------------|
| 評価対象課題名 | 第10次労働災害防止計画 |
| 主管部局・課室 | 労働基準局安全衛生部 |
| 関係部局・課室 | — |

1. 関連する政策体系

| | | |
|------|-----|---|
| 基本目標 | Ⅲ | 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること |
| 施策目標 | 2 | 安全・安心な職場づくりを推進すること |
| 施策目標 | 2-1 | 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること |
| 個別目標 | 1 | 安全対策の推進を図ること |
| 個別目標 | 2 | 労働衛生対策の推進を図ること |
| 個別目標 | 3 | 事業場における安全衛生管理対策の強化を図ること |
| 個別目標 | 4 | 労働者が安心して働くことができる労働環境を整備すること |
| 個別目標 | 5 | 働き方の見直しによる長時間労働を是正すること |

2. 評価の契機等

見直し条項、附帯決議、閣議決定等の制度・計画の見直しを実施することとなった契機等について記入する

記入例（平成17年度に作成した総合評価書（評価対象「医療保険制度」）から引用）

2 評価の契機等

健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）附則第2条第2項において、政府は、(1)保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、(2)新しい高齢者医療制度の創設、(3)診療報酬の体系の見直し、について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定し、その基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（新しい高齢者医療制度の創設についてはおおむね2年を目途に）、所要の措置を講ずるものとされている。これに基づき、平成15年3月に「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」（以下「平成15年3月基本方針」という。）が閣議決定され、医療保険制度に関する改革については、平成20年度に向けて実現を目指すこととされている。

また、「骨太の方針2005」（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定））において、医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標を設定し、定期的にその達成のための必要な措置を講ずることとされ、政策目標と具体的な措置の内容とあわせて平成17年中に結論を得た上で、平成18年度医療制度改革を断行することとされている。

さらに、「平成18年度予算編成の基本方針」（平成17年12月6日閣議決定）において、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」、「医療費適正化の総合的な推進」、「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」という基本的考え方の下、構造改革を推進し、平成18年度予算から反映させることとされている。

3. 評価の方法等

(1) 「評価の観点」欄には、制度・計画の見直しを実施する背景となった社会情勢、社会的ニーズなどの事情を記入する。また、制度・計画の見直しのために必要となる観点等について記入する。

(2) 「収集した情報・データ及びの評価手法を用いて行った分析・測定の方法」欄には、どのような情報・データを用いて、どのような方法により評価するのか、という観点から、

① これまでの制度、計画の実施状況・達成状況を評価するための材料として把握・収集した情報・データの種類

② 情報・データについて、政策の直接的効果、因果関係、外部要因及び波及効果等の測定・分析の方法

を記入する。

※ 情報・データについては、可能な限り URL を記載するなどし、国民が資料を入手し易くすること。

記入例（平成17年度に作成した総合評価書（評価対象「医療保険制度」）から引用）

制度・計画の見直しのために必要となる観点等について記入

3. 評価の方法等

(1) 評価の観点

我が国の医療制度は、急速な少子高齢化の進展、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続

可能なものとしていくためには、その構造改革が急務である。具体的には、「評価の契機等」に記載の各閣議決定等を踏まえ、以下のような観点に基づいて評価を行う。

(1) 医療費について

我が国の医療費の動向を見ると、超高齢化が進行する中で、老人医療費を中心とする医療費は経済の伸びを相当に上回った伸び率で推移しており、今後も経済を上回った伸びを示すことが見込まれている。

また、我が国においては、糖尿病等の生活習慣病の患者が増大し、加齢とともに増悪して、脳梗塞、心筋梗塞等を発症し、入院に至るケースが増加している。

さらに、我が国の医療提供体制の構造として、平均在院日数の長さが指摘されており、また、都道府県ごとに医療費の格差がある。

こうした中で、医療費の適正化に向けて、どのような対策を講ずるべきか。

(2) 高齢者医療制度について

65歳以上の高齢者については、一人当たりの医療費が高く、国保（国民健康保険）、被用者保険（健康保険など）の制度間の偏在が大きい。

また、現行の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険と国保が、運営主体の市町村に対して費用を拠出する仕組みになっていることから、(1)高齢者自身の負担と若人による負担の分担のルールが不鮮明、(2)制度運営の責任主体が不明確等の問題点が指摘されている。

こうした中で、高齢者医療制度の在り方について、どのように考えるべきか。

(3) 保険者について

市町村国保（市町村を保険者とする国保）や組合健保（組合管掌健康保険）の小規模保険者について、財政運営の規模の適正化を図るため、どのような対策を講ずるべきか。

また、政管健保（政府管掌健康保険）の組織形態の在り方について、社会保険庁改革の実施とあわせて、どのように考えるべきか。

4. 評価結果等

(1) 「評価結果（問題点及びその原因）」欄には、

① 「3. 評価の方法等」による情報・データの把握・収集、測定・分析等で得られた直接的効果、因果関係、外部要因及び波及効果等の結果

② ①を踏まえた、現行政策の問題点及びその原因

③ ①及び②を踏まえた、当該政策の目的の妥当性及び政策の代替案や関連政策との整合性等

を記入する。

(2) 「今後の検討の方向性」欄には、評価結果を踏まえた評価対象テーマに係る今後の検討の方向を記入する。なお、記載内容については、評価書作成時に記入できる範囲のもので差し支えない。

5. 評価結果の反映状況

「評価結果の反映状況」欄には、評価結果を踏まえた検討を行った結果、具体的に講じることとなった措置を記入する。

6. その他

(1) 「評価の実施過程において明らかになった課題」欄には、当該評価の実施過程において明

らかになった課題があった場合に、記入する。

- (2) 「外部有識者等の活用状況」欄には、当該評価対象の政策についての検討に当たって審議会、研究会等を活用した場合、審議会、研究会等の名称、メンバー及び開催実績等を記入する。

また、審議会、研究会等のメンバー及び開催実績等については、別紙として添付することも差し支えない。

なお、審議会、研究会等の他に、有識者等から意見の聴取を行った場合には、可能な限り記入する。

- (3) 「パブリックコメント等を行った場合はその意見」欄には、パブリックコメント等を実施した際の意見がある場合に記入する。

添付資料

評価対象の政策について、以下の資料がある場合には、総合評価書に添付する。

- ・ 制度・計画の概要（ポンチ絵等）
- ・ 評価結果に関して外部に委託した調査の結果（概要可）
- ・ 評価結果に関する答申、報告書（概要可）
- ・ 評価結果や前項の報告書等に基づき講じる予定の措置の概要（法律案要綱、計画の骨子等）

第6章 モニタリング実施要領

1. モニタリングの趣旨

モニタリングは、政策体系に定めた施策目標について、指標を定期的・継続的に測定し、それを明らかにするとともに、急激な状況の変化があった場合には実績評価等を実施できるようにすることを目的として実施する。

また、評価対象事務事業の選定・評価にあたっては、行政コストの節減・効率化の観点を踏まえつつ、これを行うものとする。

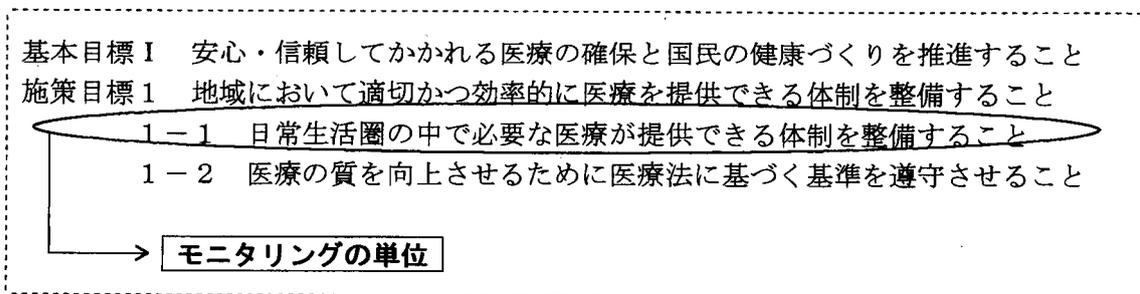
2. モニタリング対象等

(1) モニタリングの対象

実施計画においてモニタリングを行うこととされた施策目標を対象として実施する。

(2) モニタリングの単位

モニタリングは、政策体系のうち、施策目標(枝)を単位として実施する。



(3) モニタリングの時期

評価予定表に記入された年度の前年度までの実績についてモニタリングを実施する。

3. モニタリングの手順

(1) 政策体系の施策目標の担当部局は、評価予定表に基づいて本実施要領別紙5の様式に必要な事項を記入してモニタリング結果報告書を作成し、政策評価官室に提出する。

(2) 施策目標が複数の担当部局にまたがる場合には、主たる政策を所管している担当部局がとりまとめることとし、1つの結果報告書として政策評価官室に提出する。

(3) 政策評価官室は、モニタリング結果報告書を取りまとめ、公表する。

記入方法

○モニタリングの対象となる施策目標等

(1) モニタリング結果報告書の右上にモニタリングの対象とする基本目標、施策目標の番号を記入する。

(2) 「モニタリングの対象となる施策目標」欄には、政策体系に定めた施策目標(枝)を記入する。

(3) 日付については、モニタリング結果報告書を取りまとめる際に政策評価官室で一括して記

入する。

1. 政策体系上の位置付け等

- (1) モニタリングの対象となる基本目標、施策目標とそれぞれの番号、個別目標及び主な事務事業を記入する。また、モニタリングの対象となる施策目標（枝）の部分は、字体をゴシックにして記入する。
- (2) 「施策の概要（目的・根拠法令等）」欄には、当該施策の目的及び根拠となる法令等を端的に記入する。
- (3) 「主管部局・課室」欄には、当該施策目標を達成するために実施している政策のうち主なものを所管している部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係する政策を所管している部局・課室名を記入する。

「モニタリングの対象となる施策目標」欄及び政策体系の記入例

| | |
|------------------------|--|
| (V-2-2) | |
| モニタリング結果報告書 | |
| 平成 年 月 | |
| モニタリングの対象となる 施策目標 | 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等 をすること |
| 1. 政策体系上の位置付け等 | |
| 基本目標 | V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること |
| 施策目標 | 2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること |
| 施策目標 | 2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等 をすること |
| ゴシック体で記入 | |
| 個別目標 1 | 障害者への支援を図ること |
| (評価対象主な事務事業) | |
| → 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 | |
| → 障害者職業能力開発校の運営 | |
| 個別目標 2 | 母子家庭の母等への支援を図ること |

| |
|--|
| (評価対象主な事務事業) |
| 母子家庭の母等の職業的自立促進事業 |
| 同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等の職業訓練の実施 |

2. 施策目標に係る指標

(1) 「施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)」欄には、政策体系に定めた施策目標の達成状況を評価する指標を記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入するとともに、政策体系に定めた当該指標に係る達成水準及び達成時期を記入する。

達成水準又は達成時期が設定されていない場合は、原則指標として採用せず、別途参考統計欄に整理することとする。

~~なお、達成水準及び達成時期を設定していない指標には、(—)と記入する。~~

(2) ~~達成水準を設定している指標については、目標達成率(実績値/達成水準)を算定し、【 】内に記入する。~~

達成時期を将来に設定している指標については、目標達成時期到来後に目標達成率を算定し、記入する。

また、前々年度以前についても、目標達成率の算定が可能な場合は、記入する。

※ 指標欄記入に当たっては、後述 「モニタリングにおける指標欄記入の留意点」及び「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法を参照の上、記入する。

(2) 施策目標に係る指標と「3. 個別目標に係る指標等」欄に記入する指標が重複する場合は、政策評価官室と協議し、重複して記入する指標を真に限定する。

記入例(平成19年度に作成したモニタリング結果報告書I-1-2から引用し、一部加工)

2. 施策目標に関する指標

| | | | | | | |
|---|---|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | 目標達成率を【 】で記入 |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| 指標の単位を()で記入 | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
| 1 | 病院への立入検査件数 (単位: 件数) (全病院に原則年一回実施/毎年 度) | 8,656 【〇〇%】 | 8,645 【〇〇%】 | 8,669 【〇〇%】 | 8,518 【〇〇%】 | 集計中 |
| 2 | 立入検査結果の遵守率(単位: %) (—) | 96.4 | 96.7 | 96.7 | 97.0 | 集計中 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 指標については、年度終了後に実施主体である各都道府県等がとりまとめ、厚生労働省に報告する。厚生労働省においては、各都道府県等(※)からの報告内容に不備がないか確認してから公表している。 平成18年度の数値については、現在集計中であり、平成19年12月には確定値等を公表予定である。 | | | | | | |
| (※ 各都道府県のほか、保健所を設置する市又は特別区において検査を実施している。以下同様。) | | | | | | |
| 指標の性質等を簡潔に記入 | | | | | | |

モニタリングにおける指標等欄記入の留意点

- (1) 指標は、政策体系に定めた指標のうち「個別目標に関する評価」に資する指標は、以下の定義により「アウトカム指標」、「アウトプット指標」に分類して、記入する。
アウトカム指標（極力設定）：行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測る指標
（例：就職件数・就職率、育児休業取得率、行政サービスに対する満足度）
アウトプット指標：行政の活動そのものや行政活動により提供されてモノやサービスを測る指標、又はそれら行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果等
（例：検査件数、助成金支給件数、ホームページのアクセス数）
- (2) 政策体系に定めていないもの又は達成水準等を設定していないものの目標の達成状況を把握する上で有益な統計を記入する必要がある場合は、「参考統計」欄に記入する。
- (3 ㉔) 指標は、原則として過去5年間の数値を記入し、可能な限り直近の数値を記入する。評価対象年度の数値が記入できない場合は、その理由を「(調査名・資料出所、備考)」欄に具体的に記入する。また、年度を通じた数値がとれない場合又は確定した数値がとれない場合も、「(調査名・資料出所、備考)」欄に、その理由を具体的に記入する。
- (4 ㉕) 支給額等の金額を指標とするものは、原則として百万円を単位とする。
- (5 ㉖) 必要に応じて、予算作成時に予定した数値（予定件数、予定額等）を記載するものは、参考統計欄中の上段に実績値、下段に予算作成時の予定数値を記入し、その旨を「(調査名・資料出所、備考)」欄に記入する。

「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法

- (1) 各指標欄に付随する「(調査名・資料出所、備考)」欄には、指標のもととなる調査名等を具体的に記入し、あわせて指標及び調査の特異性等がある場合には簡潔に記入する。
- (2) 複数の指標がある場合には、それぞれの指標毎に調査名等を記入する。
- (3) 可能な限り URL を記載するなどし、国民が資料を入手し易くすること。

<記入例>

- ・ 指標 1 は、内閣府が実施した平成 19 年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標 2 は、(財)△△の平成 18 年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標 1 は、平成 18 年度「〇〇調査」によるものであり、当該調査は、隔年で実施している。
- ・ 指標 1 は、事業の開始が平成 17 年度からのため、H 15～H 16 の欄は記載できない。
- ・ 指標 2 は、〇〇事業の終了後、当該事業参加者に対して実施したアンケート調査によるものである。(□□人に調査、回収率△△%)
- ・ 平成 17 年 4 月の制度改正により、指標の対象範囲が～～となっている。

- ・ 指標 1 の上段は実績値、下段括弧書きは予算作成時に予定した数値である。
- ・ 指標 2 は、平成 20 年度調査によるが、平成 21 年 6 月時点での速報値であり、平成 21 年 10 月に確定値等を公表予定である。

3. 個別目標に係る指標等

(1) 「個別目標に係る指標」欄には、政策体系に定めた個別目標の達成状況を評価する指標を記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入するとともに、当該指標に係る達成水準及び達成時期を記入する。

なお、達成水準及び達成時期を設定していない指標には、(一) と記入する。

個別目標に係る指標が施策目標に係る指標と重複する場合は、「※施策目標に係る指標〇と同じ。」と記入する。

(2) 達成水準を設定している指標については、目標達成率(実績値/達成水準)を算定し、【 】内に記入する。

達成時期を将来に設定している指標については、目標達成時期到来後に目標達成率を算定し、記入する。

また、前々年度以前についても、目標達成率の算定が可能な場合は、記入する。

※ 指標欄記入に当たっては、前述 「モニタリングにおける指標欄記入の留意点」及び「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法を参照の上、記入する。

(3) モニタリング中の「評価対象事務事業」は、以下の基準により選定する。

- 会計検査院から問題点を指摘されている事業、3年以上継続している事業、多額の不用額が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業等、支出の削減・効率化の観点から評価を必要とすると考えられる事業
- ムダゼロ指摘事項において個別に指摘を受けた事業

[モニタリング中の評価対象事務事業の評価]

ア、「個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価」欄には、実績評価書様式のとおり「事務事業名」、「予算額等」、「決算額」、「実施主体」、「事業の概要・必要性(政府決定・重要施策との関連性)」、「事業(予算)実績等」及び「実施状況の評価と今後の課題」を記入する。

イ、「予算額等」欄において、予算額は評価の対象年度(例えば、平成21年度に実施する実績評価については、平成20年度の予算額。)の金額を記入する。財源(一般会計、特別会計等)及び実施主体は、該当するものを で囲む。予算財源及び実施主体が複数に及ぶものは、該当する全ての項目を で囲む。

ウ、「決算額」欄については、当該事務事業の評価の対象年度の決算額を記入する。

エ、「事業の概要・必要性」欄については、事業概要を記入するとともに、当該事務事業が個別目標を達成するために必要な理由について記入し、政府決定や重要施策との関連性についても「政府決定や重要施策との関連性」欄に記入する。

オ、「事業実績等」欄については、過去5年間の予算額(補正後)推移、予算積算上の事業数等及びその実績数等を記入する。(※)

※ 「予算積算上の事業数等」欄には、例えば予算の積算を行うにあたり単価◇◇千円のものをお〇〇施設△△カ所に設置するために必要な費用▽▽▽千円としているものの内、〇〇施設に係る△△カ所を記入するものである。また、「事業実績数等」欄には、予算で積算されていた上記の△△カ所に設置を予定したが、実際は□□カ所に設置したというように予算執行(決算)上どれだけ実施したか実績(□□カ所)を記入する。

カ。「実施状況の評価と今後の課題」欄については、当該事務事業の実施状況等を踏まえ、個別目標の達成との関連において事務事業が果たした効果等の分析を行い評価するとともに、今後の当該事務事業の課題、見直し、改善の方向性、概算要求の方向性等について記入する。なお、見直し、改善を行う場合には期限を明記すること（「厚生労働行政の在り方に関する懇談会中間まとめ」の指摘参照）。

また、予算作成時の予定数値と実績値に大きな乖離が生じた場合は、その理由についても分析し記入する。

なお、当該事業が選定基準B又はCの理由で選定されている場合には、必ず問題点等が出た原因、背景の分析を行い見直しの方向性について記入する。

~~「施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要」欄には、モニタリング結果報告書様式のとおり事務事業名、予算額等、実施主体及び概要を記入する。~~

~~なお、予算財源（一般会計、特別会計等）及び実施主体は、該当するもので囲む。予算財源及び実施主体が複数に及ぶものは、該当する全ての項目をで囲む。~~

(4) 各施策目標毎の個別目標、指標及び事務事業の数に応じて、枠の追加又は削除を行う。

記入例（平成19年度に作成したモニタリング結果報告書I-5-4から引用）

3. 個別目標に係る指標等

| | | | | | | |
|---|--|------|------|------|------|------|
| 個別目標 1 被爆者の健康の保持・増進を図ること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 指標の性質（アウトカム又はアウトプットの別）を記入 | | | | | | |
| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) 指標の単位を()で記入 | | | | | | |
| | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
| 1 | 被爆者健康診断受診率(単位：%) (一) ※施策目標に係る指標1と同じ。 | 84.4 | 82.4 | 79.4 | 80.0 | 78.5 |
| (調査名・資料出所、備考) 施策目標に係る指標と重複する場合は、その旨記入 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、健康局総務課調べによる。 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数 / (被爆者健康手帳交付者数 + 健康診断受診者証交付者数)」により算出。 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に該当する者をいう。 | | | | | | |
| 指標の性質等を簡潔に記入 | | | | | | |

第7章 水道施設整備事業評価実施要領

基本計画、実施計画において、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健発第0712003号）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものにつき、当該要領を別添1のとおりとする。

また、当該要領の実施細目「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健水発第0712002号）及び「水資源機構事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健水発第0712002号）を、それぞれ別添2-1及び別添2-2のとおりとする。

第8章 研究開発評価実施要領

基本計画、実施計画において、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発につき、当該指針を別添3のとおりとする。

また、当該指針に基づき策定された「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成17年8月25日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）を、別添4のとおりとする。

第9章 成果重視事業評価実施要領

1. 評価の趣旨

成果重視事業評価は、企画立案（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－見直し・改善（Action）という予算編成プロセスを定着させる観点から、成果重視事業について、各年度ごと及び計画期間終了後に、設定した定量的な目標の達成状況や予算執行の弾力化により得られた効果などを評価する。

2. 評価対象

- （1）平成20~~19~~年度において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき定める成果重視事業に位置付けられているもの。

3. 評価の手順

- （1）事業の担当部局は、本実施要領別紙6の様式に必要な事項を記入して成果重視事業評価書を取りまとめ、政策評価官室に提出する。
- （2）政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。
- （3）担当部局は、必要に応じて政策評価官室の技術的助言等を踏まえた修正をし、成果重視事業評価書を取りまとめる。
- （4）政策評価官室は、とりまとめた成果重視事業評価書をもとに、成果重視事業評価書要旨を作成し、成果重視事業評価書とともに公表し、あわせて成果重視事業評価書を総務省へ通知する。
- （5）成果重視事業評価書を取りまとめた後、担当部局は、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室に報告する。政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめ、総務省へ通知する。

記入方法

○評価対象（事業名）等

- （1）「評価対象（事業名）」欄には、評価の対象となる成果重視事業の名称を記入する。
- （2）「主管部局・課室」欄には、当該事業の主たる部分を所管している部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係部局・課室名を記入する。
- （3）「関連する政策体系」欄には、当該事業に関連する基本目標、施策目標及び個別目標とそれぞれの番号を記入する。
- （4）整理番号及び日付については、成果重視事業評価書を取りまとめる際に政策評価官室で一括して記入する。

記入例

(整理番号)

成果重視事業評価書

整理番号は空欄

政策評価実施計画の別紙に記載されている事業名を記入

平成 年 月

| | | |
|-----------|----------------|---|
| 評価対象（事業名） | 健康増進総合支援システム事業 | |
| 主管部局・課室 | 健康局総務課生活習慣病対策室 | |
| 関係部局・課室 | - | |
| 関連する政策体系 | | |
| 基本目標 | I | 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること |
| 施策目標 | 1 2 | 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること |
| 施策目標 | 1 2-2 | 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること |
| 個別目標 | 1 | 健康づくり対策(栄養・食生活)を推進すること |
| 個別目標 | 2 | 健康づくり対策(身体活動・運動)を推進すること |
| 個別目標 | 3 | 健康づくり対策(たばこ、アルコール)を推進すること |
| 個別目標 | 4 | 健康づくり対策(糖尿病、循環器病)を推進すること |

1. 現状・問題分析

事業が必要とされている背景及び現状の問題点等を分析し、可能な限り客観的なデータを用いて記入する。

記入例（平成19年度に作成した成果重視事業評価書（マンモグラフィ緊急整備事業）から引用）

数値を用いて記入

1. 現状・問題分析

現在、我が国において、乳がんは女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約3万5千人が発症し、約1万人が死亡するとともに、年々増加する傾向にある。

このため、市町村が実施する乳がん検診受診者のうち、40歳以上の女性に対しては、マンモグラフィによる検診を原則実施するよう、がん検診に関する指針を改正しており、各自治体のマンモグラフィによる検診体制を緊急的に整備する必要がある。

2. 事業の内容

- (1) 「事業の実施主体」欄には、該当する実施主体を全て で囲む。
- (2) 「事業の内容（概要）」欄には、事業の内容を具体的に記入する。
- (3) 「事業計画期間」欄には、成果重視事業の計画期間を記入する。
- (4) 「予算」欄には、「一般会計」、「年金特会」、「労働保険特会」及び「その他」のうち、該当するものを で囲み、「その他」の場合は、括弧内に具体的に記入する。また、これまでの予算額及び要求する予定の予算概算要求額を百万単位で記入する。
「予算執行の弾力化措置」については、「国庫債務負担行為」、「繰越明許費」、「目間流用の弾力化」及び「目の大括り化」のうち、当該事業において活用するものを で囲む。

記入例

(4) 予算

| | | | | | |
|--|--|-------|-------|-------|-------|
| 該当するものを口で囲む | | | | | |
| 一般会計・年金特会・労働保険特会・その他 () | | | | | |
| 予算額 (単位: 百万円) | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 | H 2 0 | H 2 1 |
| | 0 | 0 | 98 | 139 | 245 |
| 予算執行の弾力化措置 | 国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化 | | | | |

※「H 2 1」については予算概算要求額

3. 目標等

- (1) 「定量的な目標」欄には、成果重視事業として設定した定量的な目標を記入する。
- (2) 「目標設定の考え方」欄には、どのような考え方、根拠等に基づき目標を設定したのかを記入する。
- (3) 「本事業における具体的手段と目標の因果関係」欄には、当該事業における具体的手段の行使が、設定した目標の達成に向けてどのように寄与するか、その因果関係を記入する。
- (4) 「目標の達成度合いの判定方法・基準」欄には、客観的な評価（目標達成状況の評価・検証と問題や課題の抽出など）を行うための判定基準を以下のとおり記入する。

「目標の達成度合いの判定方法・基準」欄

| 達成度合い | 目標達成率 (実績値/目標値) | 評価 |
|-------|-----------------|-----------|
| A | 100%以上 | 有効 |
| B | 90%以上100%未満 | 概ね有効 |
| C | 50%以上90%未満 | 有効性の向上が必要 |
| D | 50%未満 | 有効性に問題あり |

4. 評価指標等

- (1) 「評価指標等」欄には、設定した目標の達成状況を評価する指標を記入する。また、欄内に当該指標等の単位を括弧書きで記入する。
- (2) 目標の達成度合いは、目標達成率 (実績値/目標値) を算定し、「3. 目標等」の「目標の達成度合いの判定方法・基準」欄に従い、A～Dを記入する。

※ 指標欄の記入に当たっては、後述 □ 「成果重視事業評価における指標欄記入の留意点」及び「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法を参照の上、記入する。

記入例（平成19年度に作成した成果重視事業評価書（「厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業」）から引用し、一部加工）

※ 図表を使用した例

4. 評価指標等

指標の単位を()で記入
 目標の達成度合いをA~Dで記入

| アウトカム指標 | | H16 | H17 | H18 | H19 |
|----------------------------------|-------|-----|--------|--------|--------|
| 1 削減経費（中核的LANシステムの更改） （単位：千円） | 目標 | — | 22,800 | 22,800 | 22,800 |
| | 実績 | — | 22,800 | 22,800 | — |
| | 達成度合い | — | A | A | — |
| 2 削減業務処理時間 （単位：時間） | 目標 | — | 2,250 | 2,250 | 2,250 |
| | 実績 | — | 2,250 | 2,250 | — |
| | 達成度合い | — | A | A | — |

(調査名・資料出所、備考)

・指標1及び2は、「最適化効果指標・サービス指標一覧（厚生労働省ネットワーク（共通システム）」（2007年（平成19年）8月23日厚生労働省行政情報化推進会議決定。別添参照。）による。

事業開始が平成17年度からのため、平成16欄の数値の記載はなし。

別添として添付

指標欄の一の理由について記入

最適化効果指標・サービス指標一覧
 （厚生労働省ネットワーク（共通システム））

別添

2007年（平成19年）8月23日

1. 最適化効果指標

(1) 最適化共通効果指標
 ①削減経費（単位：千円）

| 全体 | 初年度前 2005年度 | 2年度前 2006年度 | 3年度前 2007年度 | 4年度前 2008年度 | 5年度前 2009年度 | 6年度前 2010年度 | 7年度前 2011年度 | 8年度前 2012年度 |
|--------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 最適化実施前の経費(a) | 6,800,300 (a) 1,180,600 |
| 最適化実施後の経費(試算値)(b) | 1,157,800 | 1,157,800 | 1,157,800 | 1,157,800 | 1,157,800 | 1,157,800 | 1,157,800 | 5,867,800 |
| 削減経費(目標値)((a)-(b)) | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 932,500 |
| 最適化実施後の経費(実績値)(c) | 1,157,800 | 1,157,800 | | | | | | |
| 削減経費(実績値)((a)-(c)) | 22,800 | 22,800 | | | | | | |

削減経費の内訳（最適化実施内要単位の効果指標（単位：千円））

| ア ネットワークの統合 | 初年度前 2005年度 | 2年度前 2006年度 | 3年度前 2007年度 | 4年度前 2008年度 | 5年度前 2009年度 | 6年度前 2010年度 | 7年度前 2011年度 | 8年度前 2012年度 |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 最適化実施前の経費(a) | 5,619,700 | 5,619,700 | 5,619,700 | 5,619,700 | 5,619,700 | 5,619,700 | 5,619,700 | 5,619,700 |
| 最適化実施後の経費(試算値)(b) | — | — | — | — | — | — | — | 4,710,000 |
| 削減経費(目標値)((a)-(b)) | — | — | — | — | — | — | — | 909,700 |
| 最適化実施後の経費(実績値)(c) | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 削減経費(実績値)((a)-(c)) | — | — | — | — | — | — | — | — |

| イ 中核的LANシステムの更改 | 初年度前 2005年度 | 2年度前 2006年度 | 3年度前 2007年度 | 4年度前 2008年度 | 5年度前 2009年度 | 6年度前 2010年度 | 7年度前 2011年度 | 8年度前 2012年度 |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 最適化実施前の経費(a) | 1,180,600 | 1,180,600 | 1,180,600 | 1,180,600 | 1,180,600 | 1,180,600 | 1,180,600 | 1,180,600 |
| 最適化実施後の経費(試算値)(b) | 1,157,800 | 1,157,800 | 1,157,800 | 1,157,800 | 1,157,800 | 1,157,800 | 1,157,800 | 1,157,800 |
| 削減経費(目標値)((a)-(b)) | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 |
| 最適化実施後の経費(実績値)(c) | 1,157,800 | 1,157,800 | | | | | | |
| 削減経費(実績値)((a)-(c)) | 22,800 | 22,800 | | | | | | |

②削減業務処理時間（単位：時間）

| 全体 | 2005年度 | 2012年度 |
|------------------------|--------|--------|
| 最適化実施前の業務処理時間(a) | 2,250 | 0 |
| 最適化実施後の業務処理時間(試算値)(b) | 0 | 2,250 |
| 削減業務処理時間(目標値)((a)-(b)) | 2,250 | 0 |
| 最適化実施後の業務処理時間(実績値)(c) | 0 | 2,250 |
| 削減業務処理時間(実績値)((a)-(c)) | 2,250 | 0 |

成果重視事業評価における指標等欄記入の留意点

(1) 指標は、設定した目標の達成状況を評価するためのものを記入することとし、以下の定義により「アウトカム指標」、「アウトプット指標」に分類して、記入する。

アウトカム指標：行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測る指標

(例：就職件数・就職率、育児休業取得率、行政サービスに対する満足度)

アウトプット指標：行政の活動そのものや行政活動により提供されてモノやサービスを測る指標、又はそれら行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果等

(例：検査件数、助成金支給件数、ホームページのアクセス数)

※なお、指標は極力アウトカム指標とすること。

(2) 指標は、原則として成果重視事業の計画期間の各年度ごとの目標値及び実績値を記入し、評価対象年度より後の年度については目標値のみを、計画期間より前の年度については実績値のみを記入する。

(3) 目標の達成度合いは、目標達成率(実績値/目標値)を算定し、「3. 目標等」の「目標の達成度合いの判定方法・基準」欄に従い、A～Dを記入する。

(4) ~~その他目標の達成状況を把握する上で有益な指標を記入する必要がある場合は、「参考指標」欄に記入する。~~達成水準又は達成時期が設定されていないものは、原則として、別途参考統計として整理する。

(5) 参考統計指標は、原則として過去5年間の数値を記入し、可能な限り直近の数値を記入する。

(6) 評価対象年度の数値が記入できない場合は、その理由を「(調査名・資料出所、備考)」欄に具体的に記入する。また、年度を通じた数値がとれない場合又は確定した数値がとれない場合も、「(調査名・資料出所、備考)」欄に、その理由を具体的に記入する。

(7) 支給額等の金額を指標とするものは、原則として百万円を単位とする。

(8) 評価に当たって、予算作成時に予定した数値(予定件数、予定額等)を記載する必要があるものは、上段に実績値、下段に予算作成時の予定数値を記入し、その旨を「(調査名・資料出所、備考)」欄に記入する。

「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法

(1) 各指標欄に付随する「(調査名・資料出所、備考)」欄には、指標のもととなる調査等を具体的に記入し、あわせて指標及び調査の特異性等がある場合には簡潔に記入する。

(2) 複数の指標がある場合には、それぞれの指標毎に調査名等を記入する。

(3) 可能な限り URL を記載するなどし、国民が資料を入手し易くすること。

<記入例>

- ・ 指標1は、内閣府が実施した平成19年度「〇〇調査」による。
- ・ 参考指標2は、(財)△△の平成18年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標1は、平成18年度「〇〇調査」によるものであり、当該調査は、隔年で実施している。

- ・ 指標 2 は、〇〇事業の終了後、当該事業参加者に対して実施したアンケート調査によるものである。(□□人に調査、回収率△△%)
- ・ 指標 1 は、事業の開始が平成 16 年度からのため、H 15 の欄は記載できない。
- ・ 平成 17 年 4 月の制度改正により、指標の対象範囲が～～となっている。
- ・ 指標 1 の上段は実績値、下段括弧書きは予算作成時に予定した数値である。
- ・ 指標 2 は、平成 20 ~~19~~ 年度〇〇調査によるが、平成 21 ~~20~~ 年 6 月時点での速報値であり、平成 21 ~~20~~ 年 10 月に確定値等を公表予定である。

5. 評価

(1) 総合的な評価

設定した目標の達成に対して当該事業が有効であったか、当該事業が効率的なものであったかについて、指標等により定量的に評価する。特に、目標の達成度合いを記入したもののについては、目標の達成・未達成の原因を分析するとともに、その分析結果を踏まえた評価を行う。

また、とりあげた指標において、予算作成時の予定数値と実績値に大きな乖離が生じた場合は、その理由についても記入する。

なお、当該事業に対する評価の他、波及効果や副次的効果についても可能な限り記入する。

(2) その他

- ① 当該事業において活用した予算執行の弾力化措置によって得られた効果を記入する。
- ② 有効性の評価及び効率性の評価の他に、必要に応じて、公平性（受益や負担が公平に分配されたか）及び優先性（他の事業より優先的に実施するべきか）等の観点から分析した評価を記入する。
- ③ 今後、事業を継続するに当たって、税や財政投融资などの利用可能性、規制緩和による代替可能性等が考えられる場合には、それらについても当該欄に記入する。

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、「予算額」欄の要求額のとおり予算概算要求を行うこととした場合には、「評価結果を踏まえ、平成〇〇年度予算概算要求において所要の予算を要求する。」と記入する。

また、評価結果を踏まえ、予算概算要求額の変更、当初の事業内容からの見直し等を行う場合には、変更した予算概算要求額及び見直した内容等を記入する。

6. 特記事項の記入

- (1) 特記事項については、各事項について該当の有無を確認すること。
- (2) 「①国会による決議等の状況（総理答弁及び警告決議、附帯決議等含む）の該当」欄には、該当の有無を確認の上□印を記入し、該当するものがある場合に、その名称、年月日及び該当部分の抜粋を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。
- (3) 「②骨太の方針・各種計画等政府決定の該当との関係及び遵守状況」欄には、閣議決定（「経済財政改革の基本方針」等）及び施政方針演説（原則として過去 1 年のもの）等において当該施策に関係する記述・言及の有無を確認の上□印を記入し、該当するものがある場合に、その名称、年月日及び該当部分の抜粋を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。
- (4) 「③審議会の指摘」欄には、当該施策について審議会から受けた意見等の有無を確認の上□印を記入し、意見等がある場合に、その意見等及び年月日を記入する。
- (5) 「④研究会等の有無」欄には、当該施策について研究会等から受けた指摘等の有無を確認

の上□印を記入し、指摘等がある場合に、その指摘等及び年月日を記入する。

- (6) 「③⑤総務省による行政評価・監視および認定関連活動等の該当状況」欄には、総務省が実施する行政評価・監視（旧行政監察）、統一性・総合性確保評価及び客観性担保評価において指摘された事項の有無を確認の上□印を記入し、指摘された事項及び年月日を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。
- (7) 「④⑥会計検査院による指摘」欄には、該当の有無を確認の上□印を記入し、指摘された事項するものがある場合に、その内容及び年月日を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。
- (8) 「⑦その他」欄については、上記①～⑥以外の特記事項がある場合に、その内容及び年月日を記入する。
- (9) 「⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項」欄には、当該施策について審議会、研究会等から受けた意見等及び年月日を記入する。また、審議会等の他にも学識経験者からコメントを得た場合には、必要に応じて記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。

＝

- ~~（1）「①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議）」欄には、該当するものがある場合に、その名称、年月日及び該当部分の抜粋を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。~~
 - ~~（2）「②各種政府決定との関係及び遵守状況」欄には、閣議決定（「経済財政改革の基本方針」等）及び施政方針演説（原則として過去1年のもの）等において当該施策に係る記述・言及がある場合に、その名称、年月日及び該当部分の抜粋を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。~~
 - ~~（3）「③総務省による行政評価・監視および認定関連活動等の状況」欄には、総務省が実施する行政評価・監視（旧行政監察）、統一性・総合性確保評価及び客観性担保評価において指摘された事項及び年月日を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。~~
 - ~~（4）「④会計検査院による指摘」欄には、該当するものがある場合に、その内容及び年月日を記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。~~
 - ~~（5）「⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項」欄には、当該施策について審議会、研究会等から受けた意見等及び年月日を記入する。また、審議会等の他にも学識経験者からコメントを得た場合には、必要に応じて記入する。該当するものがない場合は、「なし。」と記入する。~~
- ~~※ 記入例は、前述「第2章 実績評価実施要領」の6を参照。~~

要旨の作成

成果重視事業評価書要旨は、政策評価官室において、成果重視事業評価書の「総合的な評価」欄の記載等をもとに作成する。

第10章 規制の事前評価実施要領

1. 評価の趣旨

規制の事前評価は、規制が、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものであることから、規制によって発生する効果や負担を事前に予測・評価することにより、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることを目的とするものである。

2. 評価対象

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更することを目的とする政策を対象として実施する。

3. 評価の手順

- (1) 規制の新設・改廃を行う政策の企画立案にあわせて、規制の担当部局は、本実施要領別紙7の様式に必要な事項を記入して規制影響分析書を取りまとめ、遅くとも、(6)の公表及び総務省への通知の2週間前までに政策評価官室に提出する。
- (2) 新設・改廃する規制が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局がとりまとめることとし、1つの評価書として政策評価官室に提出する。
また、関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合であって、別々に評価を実施することにより適切な評価が可能となると判断されるものについては、政策評価官室と相談の上、それぞれ別個に評価書を作成する。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。
- (4) 担当部局は、必要に応じて政策評価官室の技術的助言等を踏まえた修正をし、規制影響分析書を取りまとめる。
- (5) 政策評価官室は、とりまとめた規制影響分析書をもとに、規制影響分析書要旨を作成し、規制影響分析書とともに公表し、あわせて規制影響分析書を総務省へ通知する。
- (6) 規制影響分析書の公表及び総務省への通知については、規制の新設・改廃が、法律による場合は法律案の国会提出にあわせて、政令による場合は行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく意見公募手続(意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定)にあわせて行う。
なお、意見公募手続を行うものについては、「電子政府の総合窓口」のウェブサイト(www.e-gov.go.jp)において意見公募手続に付される命令等(規制)の案の「関連資料」とすることを原則とする。

記入方法

○規制の名称等

- (1) 「規制の名称」欄には、評価の対象となる規制の名称を記入する。
- (2) 「主管部局・課室」欄には、当該規制の主たる部分を所管している部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係部局・課室名を記入する。
- (3) 「関連する政策体系」欄には、当該規制に関連する基本目標、施策目標及び個別目標とそれぞれの番号を記入する。

(4) 日付については、規制影響分析書を取りまとめる際に政策評価官室で一括して記入する。

記入例

規制影響分析書

平成 年 月

| | | |
|----------|-----------------------|-----------------------------------|
| 規制の名称 | 保健師籍等及び薬剤師名簿の登録抹消等の制限 | |
| 主管部局・課室 | 医政局看護課 | |
| 関係部局・課室 | 医薬食品局総務課 | |
| 関連する政策体系 | | |
| 基本目標 | I | 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること |
| 施策目標 | 2 | 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること |
| 施策目標 | 2-2 | 医療従事者の資質の向上を図ること |

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

- (1) 規制の新設・改廃が必要とされている背景及び現状の問題点等を可能な限り客観的なデータを用いて分析し、問題点等の改善方策を踏まえた当該規制の新設・改廃の必要性を記入する。また、過去に実施した政策評価の結果を踏まえた規制の場合には、その旨を記入する。
- (2) 「現状・問題分析に関連する指標」欄には、現状・問題分析をする際に有益な指標がある場合に記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入する。

記入例（平成19年度に作成した規制影響分析書（社会福祉士及び介護福祉士の養成施設等の指定に係る規定の整備）から引用し、一部加工）

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって介護を行うことを業とする名称独占の国家資格である。現在に至るまでに約60万人が資格を取得し、介護保険の施設サービスで就労する介護職員の約4割、在宅サービスで就労する介護職員の約2割が資格を保持しているなど、今日では介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となってきた。

一方で、昭和63年の介護福祉士制度の施行から現在までの間に、介護福祉士を取り巻く状況は変化してきており、介護保険制度や障害者自立支援法の施行等により、個別ケアや認知症ケアなど新しいケアモデルに対応できるような介護福祉士が必要となってきた。

このような国民の新しいニーズに対応できるように、介護福祉士の資質の確保及び向上を図るため、介護福祉士制度の在り方について社会保障審議会福祉部会において議論していただいた結果、介護福祉士の資格取得に係る教育内容や実務経験を充実した上でその水準を統一するとともに、一律に国家試験の受験を課すという形で資格取得方法の

一元化を図ることとした。この改正は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号。以下「改正法」という。）として平成19年12月5日に公布された。

【参考】社会保障審議会福祉部会「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」資料の入手先について記入

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/s1212-4.html>

現状・問題分析に関連する指標

指標の単位を()で記入

| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
|----------------------------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| 1 介護職員数（単位：人） | 734,214 | 844,517 | 917,892 | 1,124,691 | 集計中 |
| 2 介護職員のうち介護福祉士有資格者割合（単位：%） | 24.0 | 23.0 | 23.9 | 23.4 | 集計中 |
| 3 介護福祉士の登録者数（単位：人） | 300,627 | 351,267 | 409,369 | 467,701 | 547,711 |

（調査名・資料出所、備考）

- ・指標1、2は、「介護サービス施設・事業所調査」（大臣官房統計情報部調べ）によるものであり毎年10月1日現在の数値である。（平成18年の数値は集計中）
- ※平成16年以前は「認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設入所者生活介護」の介護福祉士数が不明であるため、この2種類のサービスの介護職員数は含めていない。

指標の性質等を簡潔に記入

【参考】厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-18-2.html>

- ・指標3は、財団法人 社会福祉振興・試験センター調べによる。

【参考】財団法人 社会福祉振興・試験センターホームページ ●●●●

資料の入手先について記入

規制影響分析書における指標等欄記入の留意点

- (1) 指標は極力アウトカム指標とする。
- (2) 「現状・問題分析に関連する指標」は、原則として過去5年間の数値を記入し、可能な限り直近の数値を記入する。また、年度を通じた数値がとれない場合又は確定した数値がとれない場合は、「（調査名・資料出所、備考）」欄に、その理由を具体的に記入する。
- (3) 支給額等の金額を指標とするものは、原則として百万円を単位とする。

「（調査名・資料出所、備考）」欄の記入方法

- (1) 「（調査名・資料出所、備考）」欄には、指標のもととなる調査名等を具体的に記入し、あわせて指標及び調査の特異性等がある場合には簡潔に記入する。
- (2) 複数の指標がある場合には、それぞれの指標毎に調査名等を記入する。
- (3) 可能な限り URL を記載するなどし、国民が資料を入手し易くすること。

<記入例>

- ・ 指標1は、内閣府が実施した平成19年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標2は、(財)△△の平成18年度「〇〇調査」による。

- ・ 指標1は、平成18年度「〇〇調査」によるものであり、当該調査は、隔年で実施している。
- ・ 指標2は、〇〇事業の終了後、当該事業参加者に対して実施したアンケート調査によるものである。(□□人に調査、回収率△△%)
- ・ 平成17年4月の制度改正により、指標の対象範囲が～～となっている。
- ・ 指標1の上段は実績値、下段括弧書きは予算作成時に予定した数値である。
- ・ 指標2は、平成20年度「〇〇調査」によるが、平成21年6月時点での速報値であり、平成21年10月に確定値等を公表予定である。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

- (1) 「内容・目的」欄には、「1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）」の内容を踏まえ、新設・改廃する規制の内容と、その目的を具体的に記入する。
- (2) 「根拠条文」欄には、新設・改廃する規制の根拠となる条文を記入する。

記入例（平成19年度に作成した規制影響分析書（ホルムアルデヒドに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化）から引用）

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的

労働者のホルムアルデヒドばく露防止対策を充実するため、現在労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）（以下「令」という。）別表第3第3号に掲げる特定化学物質（第3類物質）に指定しているホルムアルデヒドを、令別表第3第2号に掲げる特定化学物質（第2類物質）に指定し直す。これにより、事業者は、既に義務づけている作業主任者の選任、大量漏洩を防止するため措置等に加えて、新たに、設備の密閉化又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置（動力により一定方向の流れをもつ吹出し、吸込み気流を形成し、有害なガス等の飛散を抑制する設備）の設置、作業環境測定の実施等の措置を義務付けるもの（以下「本規制」という。）である。

根拠条文

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第31条の2、第65条第1項、第66条第2項前段及び第113条

具体的に記入

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

- ① 規制の新設・改廃により、現状維持と比較して増減する便益の具体的内容とその発生過程を、その影響を受ける主体ごとに記入する（国民、事業者等想定されるものを記入）。
その際、可能な限り定量的に示すことが望ましいが、定量的に示すことができない場合には、定性的に分かりやすく記入する。
- ② 「便益分類」については、規制の新設・改廃の影響を受ける主体ごとに「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入する。

(2) 想定される費用

規制の新設・改廃により、現状維持と比較して増減する費用の具体的内容とその発生過程

を、「遵守費用」、「行政費用」、「その他の社会的費用」に分類して記入する。

その際、可能な限り定量的に示すことが望ましいが、定量的に示すことができない場合には、定性的に分かりやすく記入する。

① 「遵守費用」は、規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用であり、行政への申請費用（書類の作成や提出等）、国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持等）などが含まれる。

規制の新設・改廃により、これらの費用がどのように増減するかについて記入する。

② 「行政費用」は、規制を行う主体において発生する費用であり、当該規制の導入に要する費用（制度化のための研究や必要な施設、設備等）や規制導入後に要する費用（検査、モニタリング、増員等）が含まれる。

規制の新設・改廃により、これらの費用がどのように増減するかについて記入する。また、規制を行う主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）についても記入する。

③ 「その他の社会的費用」は、広く社会経済全体や環境等に対する負の影響、競争状況への影響などが含まれる。

規制の新設・改廃により、これらの費用がどのように増減するかについて記入する。

④ 「費用分類」については、各費用ごとに「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入する。

(3) 便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

「(1) 期待される便益」と「(2) 想定される負担」に記入した内容に加え、効率性以外の政策目的も考慮し、総合的に判断して、規制の新設・改廃が適切なものであることの分析・評価を行う。

4. 代替案との比較考量

(1) 「想定される代替案」欄には、想定できる代替案を記入する（複数設定可ただし、「規制の新設・改廃を行わない（現状維持）」を代替案とすることは不可。）

代替案については、規制以外の手段を執る案や、規制の権限行使の主体が異なる案、行政行為や遵守確保手段等が異なる案、基準・期間等の内容が異なる案などが考えられる。

(2) 「代替案の便益及び費用の分析」欄には、設定した代替案ごとに「3. 便益及び費用の分析」に準じて記入する。

なお、「③便益と費用の関係の分析結果」欄については、新設・改廃する規制と比較し、新設・改廃する規制が代替案よりも望ましいものであることを分析・評価する。

注：複数の代替案を設定した場合には、必要に応じて枠の追加を行う。

5. 有識者の見解その他関連事項

規制の新設・改廃の案や規制の事前評価による分析内容について審議会、研究会等での検討結果や有識者の見解がある場合に、その内容を記入する。

また、分析・評価において用いたデータや文献等について、それらの概要や所在に関する情報を記入する。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

新設・改廃する規制が、一定期間が経過した後社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期・条件について記入する。

なお、定期的に費用及び便益の実績をモニタリングすることを予定している場合は、その旨を記入する。

要旨の作成

規制影響分析書要旨は、政策評価官室において、規制影響分析書の「便益及び費用の分析」等をもとに作成する。

- ※ その他詳細は、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を参照すること。

実績評価書（案）

平成21〇年 月

| | |
|--------------|--|
| 評価の対象となる施策目標 | |
|--------------|--|

1. 政策体系上の位置付け等

| | |
|-----------------|--|
| 基本目標 | |
| 施策目標 | |
| 施策目標 | |
| 個別目標1 | |
| (評価対象主たる事務事業) | |
| . | |
| . | |
| 個別目標2 | |
| (評価対象主たる事務事業) | |
| . | |
| . | |
| 施策の概要（目的・根拠法令等） | |
| 主管部局・課室 | |
| 関係部局・課室 | |

2. 現状分析（施策の必要性）

| |
|--|
| |
|--|

3. 施策目標に関する評価

| | | | | | |
|--------------------------|------|------|------|------|------|
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準） | | | | | |
| | H16年 | H17年 | H18年 | H19年 | H20年 |
| 1 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| 2 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| 参考統計指標 | | | | | |
| | H16年 | H17年 | H18年 | H19年 | H20年 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |

| |
|--|
| <p>施策目標の評価</p> <p>【有効性の観点】</p> <p>【効率性の観点】</p> <p>【総合的な評価】</p> |
|--|

4. 個別目標に関する評価

| | | | | | |
|--|------|------|------|------|------|
| 個別目標1 | | | | | |
| <p>個別目標に係る指標</p> <p>アウトカム指標 (達成水準/達成時期)</p> <p>※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | |
| | H16年 | H17年 | H18年 | H19年 | H20年 |
| | 円 | 円 | 千 | 千 | 千 |
| 1 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| 2 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| <p>アウトプット指標 (達成水準/達成時期)</p> <p>※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> | | | | | |
| | H16年 | H17年 | H18年 | H19年 | H20年 |
| | 円 | 円 | 千 | 千 | 千 |
| 1 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| 2 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| <p>個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)</p> | | | | | |
| <p>参考統計指標</p> | | | | | |
| | H16年 | H17年 | H18年 | H19年 | H20年 |
| | 円 | 円 | 千 | 千 | 千 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| <p>施策目標=個別目標を達成するための主要事務事業(評価対象事務事業)の評価概要</p> | | | | | |
| 事務事業名 | | | | | |
| 平成20年9年度 百万円(補助割合:[国 /][/][/]) | | | | | |
| 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | | |

| | | | | | |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額等 | | | | | |
| 平成20年度 決算額 | | | | | |
| 実施主体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） | | | | | |
| 事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）概要 | | | | | |
| 政府決定・重要施策との関連性 | | | | | |
| 事業（予算） 実績等 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 予算推移 （百万円） | | | | | |
| 予算上事業数等 | | | | | |
| 事業実績数等 （例）箇所数 | | | | | |
| 実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。） | | | | | |
| ※好事例なども含め当該事業の実施状況を踏まえること。 当該事業の選考区分がBの場合、不用理由と見直しの方向性を記入する。 | | | | | |
| 個別目標2 | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | |
| アウトカム指標 （達成水準／達成時期） | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準） | | | | | |
| | H16年 年 | H17年 年 | H18年 年 | H19年 年 | H20年 年 |
| 1 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| 2 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| （調査名・資料出所、備考） | | | | | |
| アウトプット指標 （達成水準／達成時期） | | | | | |

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

| | H16年 ㊦ | H17年 ㊦ | H18年 ㊦ | H19年 ㊦ | H20年 ㊦ |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| 2 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |

(調査名・資料出所、備考)

個別目標2に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）

| 参考統計指標 | H16年 ㊦ | H17年 ㊦ | H18年 ㊦ | H19年 ㊦ | H20年 ㊦ |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

施策目標→個別目標を達成するための主要事務事業（評価対象事務事業）の評価概要

| | |
|---------------------|---|
| 事務事業名 | |
| 平成20年 年度 予算額等 | 百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 平成20年度 決算額 | |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）概要

政府決定・重要施策との関連性

| 事業（予算） 実績等 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 予算推移 （百万円） | | | | | |
| 予算上事業数等 | | | | | |
| 事業実績数等 （例）箇所数 | | | | | |

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

※好事例なども含め当該事業の実施状況を踏まえること。
当該事業の選考区分がBの場合、不用理由と見直しの方向性を記入する。

4. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率

指標1 目標達成率 ー%
指標2 目標達成率 ー%
指標3 目標達成率 ー%

(目標達成率を算定できない場合、その理由)
達成水準を設定していない。

2 評価結果の政策への反映の方向性

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に〇)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに〇)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に〇)

(理由)

3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに〇)

(施策目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(個別目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(理由)

5. 特記事項

①国会による決議等の状況(総理答弁及び附帯決議等含む。等)の該当

- (1) 有・無
- (2) 具体的記載

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当との関係及び遵守状況

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

③審議会の指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

- ④研究会の有無
 - (1) 有・無
 - (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当状況
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的状況
- ④⑥会計検査院による指摘
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- ⑦その他
- ~~④学識経験を有する者の知見の活用に関する事項~~

6. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当無し

事業評価書 (事前)

平成 21 年 月

| | |
|------------|--|
| 評価対象 (事業名) | |
| 主管部局・課室 | |
| 関係部局・課室 | |
| 関連する政策体系 | |
| 基本目標 | |
| 施策目標 | |
| 施策目標 | |
| 個別目標 1 | |
| 個別目標 2 | |
| 個別目標 3 | |

1. 現状・問題分析とその改善方策 (事業実施の必要性)

| | | | | | |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 現状・問題分析に関する指標 | | | | | |
| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| 参考統計指標 | | | | | |
| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

| |
|---|
| 実施主体：国、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 () |
|---|

(2) 事業の内容 (概要)

| |
|---------|
| 新規・一部新規 |
| |
| |
| |

(3) 予算

| |
|--|
| 一般会計・年金特会・労働保険特会・その他 () |
| 予算額 (単位：百万円) H18 H19 H20 H21 H22 |
| 18 19 20 21 22 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | | | |
| ※「H22 2 2 2 1」については予算概算要求額 ※ () は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額 | | | |

3. 事業の目標

| | |
|-------------|--|
| 事業の目標 | |
| 政策効果が発現する時期 | |

4. 評価指標等

| | |
|-------------------------|--------------------|
| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) | 本事業と指標の関連についての説明 |
| 1 | |
| 2 | |
| (調査名・資料出所、備考) | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) | 本事業と指標の関連についての説明 |
| 1 | |
| 2 | |
| (調査名・資料出所、備考) | |
| 参考統計指標 | 本事業と統計指標の関連についての説明 |
| 1 | |
| 2 | |
| (調査名・資料出所、備考) | |

5. 評価

(1) 必要性の評価

| | |
|---|---------|
| 行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由) | 有 無 その他 |
| 国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由) | 有 無 その他 |
| 民営化や外部委託の可否 (理由) | 可 否 |
| 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方) | 有 無 |

(2) 有効性の評価

| |
|---------------------------|
| 政策効果が発現する経路 (投入→活動→結果→成果) |
| |
| 事業の有効性 |
| |

(3) 効率性の評価

| |
|--|
| |
|--|

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

| |
|--|
| |
|--|

(5) 政策等への反映の方向性

| |
|--|
| |
|--|

6. 特記事項

| |
|--|
| <p>①国会による決議等の状況 (警告決議、附帯決議等)</p> <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況</p> <p>③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況</p> <p>④会計検査院による指摘</p> <p>⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> |
| <p>①国会による決議等の状況 (総理答弁及び附帯決議等含む。等) の該当</p> <p>(1) 有・無</p> <p>(2) 具体的記載</p> <p>②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当との関係及び遵守状況 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)</p> <p>(1) 有・無</p> <p>(2) 具体的内容</p> <p>③審議会の指摘</p> <p>(1) 有・無</p> <p>(2) 具体的内容</p> <p>④研究会の有無</p> |

- (1) 有・無
- (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当状況
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的状況
- ⑥会計検査院による指摘
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- ⑦その他
- ~~④学識経験を有する者の知見の活用に関する事項~~

事業評価書（事後）

平成210年 月

| | |
|-----------|--|
| 評価対象（事業名） | |
| 主管部局・課室 | |
| 関係部局・課室 | |
| 関連する政策体系 | |
| 基本目標 | |
| 施策目標 | |
| 施策目標 | |
| 個別目標1 | |
| 個別目標2 | |
| 個別目標3 | |

1. 現状・問題分析

| | | | | | |
|---------------------------|------|------|------|------|------|
| 事前評価実施時における現状・問題分析（平成 年度） | | | | | |
| | | | | | |
| 事後評価実施時（現在）における現状・問題分析 | | | | | |
| | | | | | |
| 現状・問題分析に関連する指標 | | | | | |
| | H16年 | H17年 | H18年 | H19年 | H20年 |
| | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

| |
|---|
| 実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
|---|

(2) 事業の内容（概要）

| |
|--|
| |
|--|

(3) 予算

| | | | | | |
|-------------------------|------|------|------|------|------|
| 一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ） | | | | | |
| 予算額（単位：百万円） | H18年 | H19年 | H20年 | H21年 | H22年 |
| | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| | | | | | |

※「H22年」については予算概算要求額

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

| | |
|-------------|--|
| 事業の目標 | |
| 政策効果が発現する時期 | |

4. 評価指標等

| | | | | | |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
| | H16年 ㊦ | H17年 ㊧ | H18年 ㊨ | H19年 ㊩ | H20年 ㊪ |
| 1 | [%] | [%] | [%] | [%] | [%] |
| 2 | [%] | [%] | [%] | [%] | [%] |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
| | H16年 ㊦ | H17年 ㊧ | H18年 ㊨ | H19年 ㊩ | H20年 ㊪ |
| 1 | [%] | [%] | [%] | [%] | [%] |
| 2 | [%] | [%] | [%] | [%] | [%] |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| 参考統計指標 | | | | | |
| | H16年 ㊦ | H17年 ㊧ | H18年 ㊨ | H19年 ㊩ | H20年 ㊪ |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |

5. 事前評価の概要

| | |
|--------|--|
| 必要性の評価 | |
| 有効性の評価 | |
| 効率性の評価 | |

6. 事後評価の内容
(1) 有効性の評価

| |
|--------------------------|
| 政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果） |
| 有効性の評価 |
| 事後評価において特に留意が必要な事項 |

(2) 効率性の評価

| |
|--------------------|
| 効率性の評価 |
| 事後評価において特に留意が必要な事項 |

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

| |
|--|
| |
|--|

(4) 政策等への反映の方向性

| |
|--|
| |
|--|

7. 特記事項

| |
|---|
| <p>①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）</p> <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況</p> <p>③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況</p> <p>④会計検査院による指摘</p> <p>⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> |
| <p>①国会による決議等の状況（総理答弁及び附帯決議等含む。等）の該当</p> <p>(1) 有・無</p> <p>(2) 具体的記載</p> <p>②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当との関係及び遵守状況</p> <p>(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)</p> <p>(1) 有・無</p> <p>(2) 具体的内容</p> |

- ③審議会の指摘
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- ④研究会の有無
 - (1) 有・無
 - (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当状況
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的状況
- ⑥会計検査院による指摘
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- ⑦その他
- ~~⑧学識経験を有する者の知見の活用に関する事項~~

総合評価書

平成21年 月

| | |
|---------|--|
| 評価対象課題名 | |
| 主管部局・課室 | |
| 関係部局・課室 | |

1. 関連する政策体系

| | |
|-------|--|
| 基本目標 | |
| 施策目標 | |
| 施策目標 | |
| 個別目標1 | |
| 個別目標2 | |
| 個別目標3 | |

2. 評価の契機等

| |
|--|
| |
|--|

3. 評価の方法等

(1) 評価の観点

| |
|--|
| |
|--|

(2) 収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法

| |
|--|
| |
|--|

4. 評価結果等

(1) 評価結果（問題点及びその原因）

| |
|--|
| |
|--|

(2) 今後の検討の方向性

| |
|--|
| |
|--|

※ 以下は、総合評価結果を踏まえた当該政策の見直しが決定された時期に記入する。

5. 評価結果の反映状況

| |
|--|
| |
|--|

6. その他

(1) 評価の実施過程において明らかになった課題

| |
|--|
| |
|--|

(2) 外部有識者等の活用状況

| |
|--|
| |
|--|

(3) パブリックコメント等を行った場合はその意見

| |
|--|
| |
|--|

モニタリング結果報告書

平成21年 月

| | |
|------------------|--|
| モニタリングの対象となる施策目標 | |
|------------------|--|

1. 政策体系上の位置付け

| | |
|-----------------|--|
| 基本目標 | |
| └─ 施策目標 | |
| └─ 施策目標 | |
| └─ 個別目標1 | |
| (主な事務事業) | |
| . | |
| . | |
| └─ 個別目標2 | |
| (主な事務事業) | |
| . | |
| . | |
| 施策の概要(目的・根拠法令等) | |
| | |
| 主管部局・課室 | |
| 関係部局・課室 | |

2. 施策目標に係る指標等

| | | | | | |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
| | H16 15 | H17 16 | H18年 7 | H19年 8 | H20 19 |
| 1 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| 2 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |

3. 個別目標に係る指標等

| | | | | | |
|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 個別目標 1 | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | |
| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
| | H16 15 | H17 16 | H18 17 | H19 18 | H20 19 |
| 1 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| 2 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| アウトプット指標 | | | | | |
| (達成水準/達成時期) | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
| | H16 15 | H17 16 | H18 17 | H19 18 | H20 19 |
| 1 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| 2 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 | 【 %】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| 参考統計指標 | | | | | |
| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業(評価対象事務事業)の評価概要 | | | | | |
| 事務事業名 | | | | | |
| 平成2019年度 予算額等 | 百万円(補助割合: [国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | |
| 平成20年度 決算額 | | | | | |
| 実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() | | | | | |
| 事業の概要・必要性 (事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)概要 | | | | | |
| | | | | | |
| 政府決定・重要施策との関連性 | | | | | |

| 事業(予算) 実績等 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|---|---|-----|-----|-----|-----|
| 予算推移 (百万円) | | | | | |
| 予算上事業数等 | | | | | |
| 事業実績数等 (例)箇所数 | | | | | |
| 実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。) | | | | | |
| <p>※好事例なども含め当該事業の実施状況を踏まえること。 当該事業の選考区分がBの場合、不用理由と見直しの方向性を記入する。</p> | | | | | |
| 事務事業名 | | | | | |
| 平成20年度 予算額 等 | 百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | |
| 平成20年度 決算額 | | | | | |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() | | | | |
| 事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)概要 | | | | | |
| | | | | | |
| 政府決定・重要施策との関連性 | | | | | |
| | | | | | |
| 事業(予算) 実績等 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 予算推移 (百万円) | | | | | |
| 予算上事業数等 | | | | | |
| 事業実績数等 (例)箇所数 | | | | | |

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

※好事例なども含め当該事業の実施状況を踏まえること。
当該事業の選考区分がBの場合、不用理由と見直しの方向性を記入する。

個別目標2

個別目標に係る指標

アウトカム指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

| | H16 15 | H17 16 | H18 17 | H19 18 | H20 19 |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 | [%] | [%] | [%] | [%] | [%] |
| 2 | [%] | [%] | [%] | [%] | [%] |

(調査名・資料出所、備考)

アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

| | H16 15 | H17 16 | H18 17 | H19 18 | H20 19 |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 | [%] | [%] | [%] | [%] | [%] |
| 2 | [%] | [%] | [%] | [%] | [%] |

(調査名・資料出所、備考)

参考統計指標

| | H16 15 | H17 16 | H18 17 | H19 18 | H20 19 |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

施策目標-個別目標を達成するための主な事務事業(評価対象事務事業)の評価概要

| | |
|--|---|
| 事務事業名 | |
| 平成2019年度 予算額等 | 百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() |
| 平成20年度 決算額 | |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() |
| 事業の概要・必要性 (事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)概要 | |

| | | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|-----|
| 政府決定・重要施策との関連性 | | | | | |
| 事業(予算) 実績等 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 予算推移 | | | | | |
| 予算上事業数等 | | | | | |
| 事業実績数等 (例)箇所数 | | | | | |
| 実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。) | | | | | |
| <p>※好事例なども含め当該事業の実施状況を踏まえること。 当該事業の選考区分がBの場合、不用理由と見直しの方向性を記入する。</p> | | | | | |
| 施策目標—個別目標を達成するための主要事務事業(評価対象事務事業)の評価概要 | | | | | |
| 事務事業名 | | | | | |
| 平成20年度 年度 予算額等 | 百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | |
| 平成20年度 決算額 | | | | | |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() | | | | |
| 事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)概要 | | | | | |
| 政府決定・重要施策との関連性 | | | | | |
| 事業(予算) 実績等 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 予算推移 | | | | | |

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| 予算上事業数等 | | | | | |
| 事業実績数等 (例)箇所数 | | | | | |
| 実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。） | | | | | |
| ※好事例なども含め当該事業の実施状況を踏まえること。 当該事業の選考区分がBの場合、不用理由と見直しの方向性を記入する。 | | | | | |

成果重視事業評価書

平成21年 月

| | |
|-----------|--|
| 評価対象(事業名) | |
| 主管部局・課室 | |
| 関係部局・課室 | |
| 関連する政策体系 | |
| 基本目標 | |
| 施策目標 | |
| 施策目標 | |
| 個別目標1 | |
| 個別目標2 | |
| 個別目標3 | |

1. 現状・問題分析

| |
|--|
| |
|--|

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

| |
|---|
| 実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
|---|

(2) 事業の内容（概要）

| |
|--|
| |
|--|

(3) 事業計画期間

| |
|---------------|
| 平成 年度 ～ 平成 年度 |
|---------------|

(4) 予算

| | | | | | |
|--------------------------------------|------|------|------|------|------|
| 一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ） | | | | | |
| 予算額（単位：百万円） | H18年 | H19年 | H20年 | H21年 | H22年 |
| | | | | | |
| ※「H22年」については予算概算要求額 | | | | | |
| 予算執行の弾力化措置 | | | | | |
| 国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化 | | | | | |

3. 目標等

| | |
|----------|--|
| 定量的な目標 | |
| 目標設定の考え方 | |

本事業における具体的な手段と目標の因果関係

目標の達成度合いの判定方法・基準

| 達成度合い | 目標達成率(実績値/目標値) | 評価 |
|-------|----------------|-----------|
| A | 100%以上 | 有効 |
| B | 90%以上100%未満 | 概ね有効 |
| C | 50%以上90%未満 | 有効性の向上が必要 |
| D | 50%未満 | 有効性に問題あり |

4. 評価指標等

| アウトカム指標 | | H18年 | H19年 | H20年 | H21年 | |
|---------------|----|------|------|------|------|------|
| 1 | 目標 | | | | | |
| | 実績 | | | | | |
| 達成度合い | | | | | | |
| 2 | 目標 | | | | | |
| | 実績 | | | | | |
| 達成度合い | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| アウトプット指標 | | H18年 | H19年 | H20年 | H21年 | |
| 1 | 目標 | | | | | |
| | 実績 | | | | | |
| 達成度合い | | | | | | |
| 2 | 目標 | | | | | |
| | 実績 | | | | | |
| 達成度合い | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| 参考指統計標 | | H16年 | H17年 | H18年 | H19年 | H20年 |
| 1 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |

5. 評価

(1) 総合的な評価(主に有効性及び効率性の観点から)

(2) その他(上記の他、予算執行の弾力化措置により得られた効果、公平性、優先性等評価すべき視点がある場合に記入)

(3) 政策等への反映の方向性

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
- ④会計検査院による指摘
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- ①国会による決議等の状況（総理答弁及び附帯決議等含む。等）の該当
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的記載
- ②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当との関係及び遵守状況（※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。）
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- ③審議会の指摘
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- ④研究会の有無
 - (1) 有・無
 - (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当状況
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的状況
- ⑥会計検査院による指摘
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- ⑦その他
- ⑧学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

規制影響分析書

平成21年 月

| | |
|----------|--|
| 規制の名称 | |
| 主管部局・課室 | |
| 関係部局・課室 | |
| 関連する政策体系 | |
| 基本目標 | |
| 施策目標 | |
| 施策目標 | |
| 個別目標1 | |
| 個別目標2 | |
| 個別目標3 | |

1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

| | | | | | |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 現状・問題分析に関する指標 | | | | | |
| | H15 14 | H16 15 | H17 16 | H18 17 | H19年 8 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

| |
|-------|
| 内容・目的 |
| |
| |
| 根拠条文 |

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

| |
|------------------|
| 【〇〇への便益】(便益分類：) |
| |
| 【〇〇への便益】(便益分類：) |

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

(2) 想定される費用

| |
|---------------|
| 遵守費用 (費用分類：) |
|---------------|

| | |
|-----------|----------|
| 行政費用 | (費用分類:) |
| その他の社会的費用 | (費用分類:) |

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

(3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

| |
|--|
| |
|--|

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

| |
|--|
| |
|--|

(2) 代替案の便益及び費用の分析

①期待される便益

| |
|------------------|
| 【〇〇への便益】(便益分類:) |
| |
| 【〇〇への便益】(便益分類:) |

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

| | |
|-----------|----------|
| 遵守費用 | (費用分類:) |
| 行政費用 | (費用分類:) |
| その他の社会的費用 | (費用分類:) |

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

| |
|--|
| |
|--|

5. 有識者の見解その他関連事項

| |
|--|
| |
|--|

6. 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件

| |
|--|
| |
|--|